浜松市消防用設備等に関する審査基準

浜松市消防局 予防課

目 次

第1章	総則	
第1	目的 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第2	運用上の留意事項 ・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第3	用語例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	
第2章	通則	
第1	政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い ・・・・・・・ 2	
第2	消防用設備等の設置単位 ・・・・・・・・・・・・・・ 2-	2 7
第3	建築物の床面積及び階の取扱い ・・・・・・・・・・ 2-	3 3
第4	無窓階の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-	4 7
第5	収容人員の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 2-	5 7
第6	政令第8条に規定する区画等の取扱い ・・・・・・・・ 2-	6 1
第7	着工届等に添付する図書等 ・・・・・・・・・・・・ 2-	7 1
第3章	消防用設備等の技術基準	
第1	屋内消火栓設備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3	
第2	非常電源 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 ―	1 7
第3	スプリンクラー設備・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-	3 9
第4	泡消火設備・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 -	7 7
第5	不活性ガス消火設備 ・・・・・・・・・・・・・・ 3-	93
第6	ハロゲン化物消火設備 ・・・・・・・・・・・・・ 3-	1 0 7
第7	粉末消火設備・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3-	1 1 9
第8	屋外消火栓設備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 -	1 2 5
第9	動力消防ポンプ設備・・・・・・・・・・・・・・・ 3-	1 2 9
第1	0 自動火災報知設備 ・・・・・・・・・・・ 3 -	1 3 1
第1	1 ガス漏れ火災警報設備 ・・・・・・・・・・ 3 -	1 8 9
第1	2 漏電火災警報器 ・・・・・・・・・・・・ 3-	197
第1	3 火災通報装置 ・・・・・・・・・・・・ 3-	205
第1	4 非常警報設備 ・・・・・・・・・・・・・ 3 -	2 1 3
第1	5 避難器具 ・・・・・・・・・・・ 3-	2 2 9
第1	6 誘導灯及び誘導標識 ・・・・・・・・・・ 3-	2 4 7
第1	7 消防用水 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 3 —	2 7 5
第1	8 排煙設備 ・・・・・・・・・・・・・・・ 3 -	2 7 9
第1	9 連結散水設備 ・・・・・・・・・・・・・・ 3 -	285
第2	0 連結送水管 ・・・・・・・・・・・・・ 3 -	293
第2	1 非常コンセント設備 ・・・・・・・・・・・ 3-	3 0 1
第2	2 無線通信補助設備 ・・・・・・・・・・・・・ 3 -	3 0 5
第2	3 パッケージ型消火設備 ・・・・・・・・・ 3 -	3 0 9
第2	4 パッケージ型自動消火設備 ・・・・・・・・・ 3 $-$	3 1 1
第2	5 その他消防用設備等以外の設備・・・・・・・・・ 3-	3 2 1

第1章総則

第1目的

この基準は、消防法(昭和23年法律第186号)第17条に規定する消防用設備等の技術上の基準並びに本市で適用する特例基準及び指導基準を集約することにより、消防同意事務等の円滑な運用を図ることを目的とする。

第2 運用上の留意事項

- 1 本基準は、消防機関として有する火災等の災害にかかる知見或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象物の用途特性に応じた安全対策を向上するために当局が付加した行政指導事項も含まれているため、行政指導に際しては、関係者に説明を十分に行い、任意の協力を得た上で指導すること。
- 2 凡例
 - (1) 無印 法令基準
 - (2) ★ 指導基準(火災等の災害にかかる知見或いは消防用設備等に係る技術的背景等から、防火対象 物の用途特性に応じた安全対策の向上を図ることを目的として規定した行政指導事項)

第3 用語例

- 1 法とは、消防法(昭和23年法律第186号)をいう。
- 2 政令とは、消防法施行令(昭和36年政令第37号)をいう。
- 3 省令とは、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)をいう。
- 4 条例とは、浜松市火災予防条例(昭和37年浜松市条例第17号)をいう。
- 5 建基法とは、建築基準法(昭和25年法律第201号)をいう。
- 6 建基令とは、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)をいう。
- 7 風営法とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)をいう。
- 8 風営令とは、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行令(昭和 59 年政令第 319 号)をいう。
- 9 施行規程とは、浜松市火災予防施行規程(昭和62年浜松市消防本部告示第1号)をいう。
- 10 JISとは、日本工業規格をいう。
- 11 耐火構造とは、建基法第2条第7号に規定するものをいう。
- 12 準耐火構造とは、建基法第2条第7号の2に規定するものをいう。
- 13 防火構造とは、建基法第2条第8号に規定するものをいう。
- 14 不燃材料とは、建基法第2条第9号に規定するものをいう。
- 15 準不燃材料とは、建基令第1条第5号に規定するものをいう。
- 16 難燃材料とは、建基令第1条第6号に規定するものをいう。
- 17 特定防火設備とは、建基令第112条第1項に規定するものをいう。
- 18 防火設備とは、建基法第2条第9号の2口及び第64条に規定するものをいう。

第2章 通 則

第1 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い

政令別表第1に掲げる防火対象物の項を決定するにあたっては、当該防火対象物の使用実態、規制目的等を 考慮し行うこと。

なお、項ごとの使用実態等を判断するにあたっては、別表第1-2を参考とすること。

- 1 各項に共通する事項
 - (1) 学校、工場等で同一敷地内の独立した防火対象物(棟)は、原則としてそれぞれ当該独立した棟の用途により項の判定をすること。
 - (2) 政令第1条の2第2項後段に定める「管理についての権原、利用形態その他の状況により他の用途に 供される防火対象物の部分の従属的な部分を構成すると認められるもの」とは、次のア又はイに掲げる事 項に該当するものをいう。
 - ア 政令別表第 1 (1) 項から (15) 項までに掲げる防火対象物 (別表第 1 1 (A) 欄に掲げる防火対象物をいう。以下この項において「政令別表防火対象物」という。) の区分に応じ、別表第 1 1 (B) 欄に掲げる防火対象物の主たる用途に供される部分 (これらに類するものを含む。以下この項において「主用途部分」という。) に機能的に従属していると認められる部分 (これらに類するものを含む。以下この項において「従属的な部分」という。) で次の (ア) から (ウ) までに該当するもの
 - (ア) 当該従属的な部分についての管理権原を有する者が、当該用途の管理権原を有する者と同一であること。

管理権原を有する者が同一であるとは、固定的な消防用設備等、建築構造、建築設備(電気、ガス、 給排水、空調等)等の設置、維持又は改修にあたって全般的に権限を行使できる者が同一であること をいう。

- (4) 当該従属的な部分の利用者が、主用途部分の利用者と同一であるか、又は密接な関係を有すること。
 - a 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と同一であるとは、従属的な部分が主用途部分の勤務者の福利厚生及び利便を目的としたもの又は主用途部分の利用者の利便を目的としたもので、おおむね次の(a)及び(b)に該当し、かつ、別表第1-1 (C) 欄の用途に供されるもの(これらに類するものを含む。次のbにおいて同じ。)であることをいう。
 - (a) 従属的な部分は、主用途部分から通常の利用に便なる形態を有していること。
 - (b) 従属的な部分は、道路等からのみ直接出入りする形態を有しないものであること。
 - b 従属的な部分の利用者が主用途部分の利用者と密接な関係を有するとは、従属的な部分が主用途 部分と用途上不可欠な関係を有するもので、おおむね前 a (a)及び(b)に該当し、かつ、別表第1-1 (C)欄の用途に供されるものであること。
- (ウ) 当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であること。

当該従属的な部分の利用時間が、主用途部分の利用時間とほぼ同一であるとは、主用途部分の勤務 者又は利用者が利用する時間(残務整理等のための延長時間を含む。)とほぼ同一であることをいう。 イ 主用途部分の床面積の合計(他の用途と共用される廊下、階段、通路、便所、管理室、倉庫、機械室等の部分の床面積は、主用途部分及び他の独立した用途に供される部分のそれぞれの床面積に応じ按分するものとする。以下この項において同じ。)が当該防火対象物の延べ面積の90%以上であり、かつ、当該主用途部分以外の独立した用途に供される部分の床面積の合計が300㎡未満である場合における当該独立した用途(政令別表第1(2)項ニ、(5)項イ若しくは(6)項イ(1)から(3)まで若しくは口に掲げる防火対象物又は(6)項ハに掲げる防火対象物(利用者を入居させ、又は宿泊させるものに限る。)の用途に供される部分を除く(第1-1図参照)。)に供される部分

なお、共用される部分の床面積の按分は、原則として次によること。

主用途部分の床面積の合計

- (7) 各階の廊下、階段、エレベーターシャフト、ダクトスペース等の部分は、各階の用途の床面積に 応じて按分すること。
- (4) 防火対象物の広範に共用される機械室、電気室等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。
- (ウ) 防火対象物の玄関、ロビー等は、共用される用途の床面積に応じて按分すること。

90%以上

みなし従属適用判定

適用

(6) 項ロ等以外

(6) 項ロ等以外

(6) 項ロ等

独立した用途に供される部分
の床面積の合計 300 ㎡未満

第1-1図

- (3) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途は、イ、ロ、ハ又は二の号ごとに決定するものであること。 また、同一項内のイ、ロ、ハ又は二の用途が混在する場合は、複合用途防火対象物として取り扱うもの であること。(政令別表第1(6)項イ、ロ又はハにあっては、その詳細な分類である(1)から(5)までの区分 が異なることをもって、複合用途防火対象物として取り扱わないこと。)
- (4) 昼又は夜によって使用実態が異なる場合は、主として使用される実態によって決定すること。
- (5) 一般住宅(個人の住居の用に供されるもので寄宿舎、下宿及び共同住宅以外のものをいう。以下この項において同じ。)の用途に供される部分が存する防火対象物については、次により取り扱うものであること。
 - ア 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面 積の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が50㎡

以下の場合は、当該防火対象物は一般住宅に該当するものであること。

- イ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面 積の合計よりも大きい場合又は政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅 の用に供される部分の合計よりも小さく、かつ、当該政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面 積の合計が50㎡を超える場合は、当該防火対象物は政令別表防火対象物又は複合用途防火対象物に該 当するものであること。
- ウ 政令別表防火対象物の用途に供される部分の床面積の合計が一般住宅の用途に供される部分の床面 積の合計とおおむね等しい場合は、当該防火対象物は複合用途防火対象物に該当するものであること。
- エ 一般住宅は、前(2)アで定める従属的な部分に含まれないものであること。
- オ 一般住宅と政令別表防火対象物が長屋形態で連続する場合は、一般住宅の床面積と政令別表防火対象 物部分の床面積の合計とで用途を決定すること。

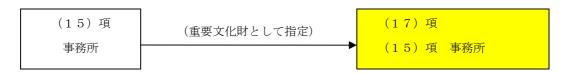
項目	例示	判定
一般住宅 > 政令別表防火対象物で 50 m 以下のもの	一般住宅 政令	一般住宅
一般住宅	一般 政令 住宅	政令別表防火対象物
一般住宅 >	一般住宅 政令	複合用途
一般住宅	一般住宅 政令	複合用途

- (6) 二以上の政令別表防火対象物の用途に供される部分及び一般住宅の用途に供される部分が混在する場合は、最初に一般住宅の用途に供される部分を除いて、当該政令別表防火対象物に供される部分を判定するものであること(当該政令別表防火対象物の部分の床面積の合計が50㎡未満の場合を除く。)。その結果、複合用途となった場合は、当該複合用途と一般住宅との複合用途防火対象物として判定するものであること。
- (7) 法第10条第1項で定める製造所、貯蔵所及び取扱所は、その利用形態により、政令別表第1のいずれかの防火対象物又はそのいずれかの部分に該当するものであること。
- (8) 政令別表第1に掲げる防火対象物の用途を決定するにあたっては、政令第8条に規定する区画の有無を考慮しないものであること。

2 項ごとの適用事項

- (1) 政令第8条に規定する開口部のない耐火構造の壁又は床で区画されている複合用途防火対象物は、消防用設備等の設置にあたって、それぞれ区画された部分ごとに前1(2)イを適用するものであること。
- (2) 政令別表第 1 (1) 項から(16) 項までに掲げる用途に供される建築物その他の工作物又はその部分が重要文化財(文化財保護法(昭和 2 5 年法律第 2 1 4 号)の規定によって重要文化財、重要有形民族文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和 8 年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定されたものをいう。)に指定された場合は、指定された時点で(17) 項に掲げる防火対象物であるほか、(1) 項から(16) 項までに掲げる防火対象物又はその部分でもあること。

(例)



別表第1-1

(A)	(B) 主用途部分	(C)機能的に従属する用途に供される部分
(1) 項 イ	舞台部、客席、映写室、ロビー、切符売場、出演者 控室、大道具・小道具室、衣装部屋、練習室、舞台 装置及び営繕のための作業室	専用駐車場、売店、食堂、喫茶室、ラウンジ、クローク、展示博物室、プレイガイト、プロダクション、観覧場の会議室及びホール
(1) 項 口	<u>集会室、会議室、ホール、宴会場</u> 、その他上欄を準用する。	食堂、 <u>喫茶室、専用駐車場、図書室、展示室</u> 、クローク、展示博物室、図書室、浴室、遊戯室、体育室、遊技室、託児室、サロン、診療室、談話室、結婚式場
(2) 項 イ	<u>客室、ダンスフロア</u> 、舞台部、調理室、 <u>更衣室</u>	<u>託児室、専用駐車場</u> 、クローク
(2) 項 口	遊技室、遊技機械室、作業室、更衣室、待合室、景 品場、ゲームコーナー、ダンスフロア、舞台部、客 席	売店、食堂、 <u>喫茶室</u> 、 <u>専用駐車場</u> 、クローク、談話室、バー、サウナ室、体育館
(2) 項 ハ	客室、通信機械室、 <u>リネン室、物品庫、更衣室、待合室、舞台部、休憩室、事務室</u>	<u>託児室、専用駐車場、売店</u> 、クローク
(2) 項 二	客席、客室、書棚コーナー、ビデオ棚コーナー、事 務室、倉庫	厨房、専用駐車場、シャワー室
(3) 項 イ	<u>客席、客室、厨房</u> 、宴会場、リネン室	結婚式場、専用駐車場、売店、ロビー
(3) 項 口	<u>客席、客室、厨房</u> 、宴会場、リネン室	<u>結婚式場、専用駐車場</u> 、託児室、娯楽室、サウナ 室、会議室
(4) 項	売店、荷さばき室、商品倉庫、食堂、事務室	専用駐車場、写真室、遊技室、結婚式場、美・理 容室、診療室、集会室、託児室、催物場(展示博 物室を含む。)、貸衣装室、料理美容等の生活教室、 現金自動支払機室
(5) 項 イ	<u>宿泊室、フロント、ロビー</u> 、 <u>厨房、食堂、浴室、談</u> <u>話室、洗濯室、配膳室、リネン室</u>	<u>娯楽室、バー、ビアガーデン</u> 、両替所、旅行代理 <u>店、専用駐車場</u> 、 <u>美・理容室</u> 、診療室、図書室、 喫茶室、 <u>宴会場</u> 、会議室、 <u>結婚式場</u> 、売店(連続 式形態のものを含む。)、展望施設、プール、遊技 室、催物室、サウナ室
(5) 項 口	<u>居室、寝室、厨房、食堂、教養室、休憩室、浴室、</u> 共同炊事場、 <u>洗濯室</u> 、 <u>リネン室</u>	売店、専用駐車場、ロビー、面会室
(6) 項 イ	<u>診療室、病室、産室、手術室、検査室、薬局、事務</u> 室、機能訓練室、面会室、談話室、研究室、厨房、 付添人控室、洗濯室、リネン室、医師等当直室、待 合室、技工室、図書室	食堂、売店、 <u>専用駐車場</u> 、娯楽室、託児室、理容室、浴室、ティールーム、臨床研究室
(6) 項 口	居室、 <u>集</u> 会室、 <u>機能訓練室</u> 、面会室、 <u>食堂、厨房</u> 、 診療室、作業室	<u>売店</u>
(6) 項 ハ	居室、 <u>集</u> 会室、 <u>機能訓練室</u> 、面会室、食堂、 <u>厨房</u> 、 診療室、作業室	売店

(A)	(B) 主用途部分	(C)機能的に従属する用途に供される部分
(6) 項 二	教室、職員室、遊技室、休養室、講堂、厨房、体育 館、診療室、図書室	食堂、売店、音楽教室、学習塾
(7) 項	教室、職員室、 <u>体育館、講堂、図書室、会議室、厨房、研究室、クラブ室、保健室</u>	食堂、売店、喫茶室、談話室、学生会館の集会室、 合宿施設、学童保育室、同窓会及びPTA事務室
(8) 項	<u>閲覧室、展示室、書庫、ロッカー室、ロビー、工作室、保管格納庫、資料室、研究室、会議室、休憩室</u> 、映写室、観賞室	食堂、売店、喫茶室、専用駐車場
(9) 項 イ	<u>脱衣場、浴室、休憩室、体育室、待合室、マッサージ室、ロッカー室、クリーニング室</u>	食堂、売店、 <u>専用駐車場</u> 、喫茶室、娯楽室、託児室
(9) 項 口	<u>脱衣場、浴室、休憩室、クリーニング室</u>	<u>専用駐車場</u> 、食堂、売店、サウナ室(小規模な簡 易サウナ)、娯楽室、有料洗濯室
(10) 項	乗降場、待合室、運転指令所、電力指令所、 <u>手</u> 荷物 取扱所、一時預り所、 <u>ロッカー室</u> 、仮眠室、救護室	食堂、売店、旅行案内所、喫茶室、理容室、両替 所
(11) 項	本堂、拝殿、客殿、礼拝堂、社務所、集会室、聖堂	<u>宴会場、厨房、結婚式場、専用駐車場</u> 、食堂、売店、喫茶室、図書室、宿泊室(旅館業法の適用のあるものを除く。)、娯楽室
(12) 項 イ	作業所、設計室、研究室、事務室、 <u>更衣室</u> 、物品庫、 製品展示室、会議室、図書室	食堂、売店、専用駐車場、託児室、診療室
(12) 項 口	撮影室、舞台部、録音室、道具室、衣装室、休憩室、 客席、ホール、リハーサル室	売店、食堂、専用駐車場、喫茶室、ラウンジ
(13) 項 イ	車庫、車路、修理場、洗車場、運転手控室	食堂、売店
(13) 項 口	格納庫、修理場、休憩室、更衣室	専用駐車場
(14) 項	物品庫、荷さばき室、事務室、休憩室	食堂、売店、専用駐車場
(15) 項	事務室、休憩室、会議室	売店、食堂、専用駐車場、診療室

注 下線のあるものは、「政令別表第 1 に掲げる防火対象物の取扱いについて」(昭和 50 年 4 月 15 日消防予第 41 号・消防安第 41 号)の別表にある項目を示す。

別表第1-2

項項	定	具 体 例	備考
(1)項イ	 1 劇場とは、主として演劇、舞踊、音楽等を鑑賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 2 映画館とは、主として映画を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 3 演芸場とは、落語、講談、漫才、手品等の演芸を観賞する目的で、公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 4 観覧場とは、スポーツ、見せ物等を観賞する目的で公衆の集合する施設であって客席を有するものをいう。 	客席を有する各種競技施設 (野球場、相撲場、競馬場、競輪場、競輪場、競輪場、 競艇場、体育館等)、	1 本項の防火対象物は、だれでも当該防火対象物で映画、演劇、スポーツ等を観賞できるものであること。2 客席には、いす席、座り席、立席が含まれるものであること。3 小規模な選手控席のみを有する体育館は、本項に含まれないものであること。4 事業所の体育施設等で公衆に観覧させないものは、本項の防火対象物として取り扱わないものであること。
(1)項口	1 公会堂とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを観賞し、これと併行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体が管理するものをいう。 2 集会場とは、原則として舞台及び固定いすの客席を有し、主として映画、演劇等興行的なものを鑑賞し、これと並行してその他の集会、会議等多目的に公衆の集合する施設であって、通常国又は地方公共団体以外の者が管理するものをいう。	市民会館、福祉会館、音楽室、貸ホール、貸講堂、	1 興行的なものとは、映画、演劇、演芸、音楽、見せ物、舞踊等娯楽的なものが反復継続されるものをいう。 なお、反復継続とは、月5日以上行われるものをいう。 2 次の(1)及び(2)に該当する集会所(公民館)は、(15)項として扱う。 (1)地区の自治会により管理され、利用者が当該地区の住民が主であるもの (2)舞台及び固定式の客席を備えるものではなく、地階又は3階以上の階を有しないもの
(2)項イ	 キャバレーとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、かつ、客の接待をして客に飲食をさせる施設をいう。 カフェーとは、主として洋式の設備を設けて客を接待して客に遊興又は飲食をさせる施設をいう。 ナイトクラブとは、主として洋式の設備を設けて客にダンスをさせ、客に飲食をさせる施設をいう。 	クラブ、バー、サロン ホストクラブ	1 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律施行規則(昭和60年国家公安委員会規則第1号)で定める洋式の設備は次によることとしている。 (1) キャバレー又はナイトクラブの客席の面積は66㎡以上であり、キャバレー又はナイトクラブの踊場の有効面積は客席の5分の1以上であること。 (2) カフェーの客席は16.5㎡以上であること。 2 客を接待することとは、客席において接待を行うもので、カウンター越しに接待を行うことは含まないものであること。
(2)項口	1 遊戯場とは、設備を設けて客に囲碁、将棋、マージャン、パチンコ、撞球、ゲームセンター、チェス、ビンゴ、ボーリングその他の遊戯又は競技を行わせる施設をいう。2 ダンスホールとは、設備を設けて客にダンスをさせる施設をいう。	ボーリング場、パチンコ店、ゲームセンター、ビリヤード場、ビ ンゴ場、射的場、ディスコ	1 遊戯場で行う競技は、娯楽性のある競技であること。2 ダンス教習所は、ダンスホールにも使用される場合は、本項に該当するものであること。3 ディスコとは、大音響装置を設けてストロボ照明等の中で客にダンスを行わせるディスコホールを有するものをいう。

項	定義	具 体 例	備考
(2)項ハ	1 本項の防火対象物は、風営法第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(2)項ニ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)及びその他これらに類するものとして省令で定めるものをいう。 2 性風俗関連特殊営業を営む店舗とは、店舗形態を有する性風俗関連特殊営業(原則的に、店舗型性風俗特殊営業がこれに該当する。)のことをいい、店舗形態を有しないものは含まれない。 3 その他これらに類するものとして省令で定めるものとは、次に掲げるものをいう。 (1)電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗 (2)異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗	ファッションへルス、イメージ、 M クラブ、性感ジクのののののののののののののののののののののののののののののののののののの	1 店舗型性風俗特殊営業とは、次のいずれかに該当するものをいう。 (風営法第2条第6項) (1) 浴場業(公衆浴場法(昭和23年法律第139号)第1条第1項に規定する公衆浴場を業として経営することをいう。)の施設として個室を設け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供する営業(風営法第2条第6項第1号に規定するもの)(具体例)ソープランド (2) 個室を設け、当該個室において異性の客の性的好奇心に応じてその客に接触する役務を提供する営業((1)に該当する営業を除く。)(風営法第2条第6項第2号に規定するもの)(具体例)ファッションヘルス、性感マッサージ、イメージクラブ、SMクラブ (3) 専ら性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行その他の善良の風俗又は少年の健全な育成に与える影響が著しい興行の用に供する興行場(興行場法(昭和23年法律第137号)第1条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)として、次のaからcまでに掲げる風営令で定めるものを経営する営業(風営法第2条第6項第3号に規定するもの)。マードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号に規定するもの)(具体例)ヌードスタジオ b のぞき劇場その他個室を設け、当該個室の隣室又はこれに類する施設において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第2号に規定するもの)(具体例)のぞき劇場。

2-8

第1
政令別表第1に掲
げる
防火対象
象物の用
取扱い

項	定義	具 体 例	備考
(2)項ハ			て、客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態又はその姿態及びその映像を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第3号に規定するもの)(具体例)ストリップ劇場(成人映画を上映する映画館は除く。) (4) 専ら異性を同伴する客の宿泊(休憩を含む。以下同じ。)の用に供する風営令第3条で定める施設を設け、当該施設を当該宿泊に利用させる営業(風営法第2条第6項第4号に規定するもの)(具体例)ラブホテル、モーテル、レンタルルーム (5)(1)から(4)までに掲げるもののほか、店舗を設けて営む性風俗に関する営業で、善良の風俗、清浄な風俗環境又は少年の健全な育成に与える影響が著しい営業として風営令で定める次のもの(風営法第2条第6項第6号に規定するもの)店舗を設けて、専ら面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、当該店舗内においてその者が異性の姿態若しくはその画像を見てした面会の申込みを当該異性に取設において異せと面会する機会を提供することにより異性を紹介する営業(当該異性が当該営業に従事する者である場合におけるものを含み、風営法第2条第6項第1号又は第2号に該当するものを除く。)(具体例)出会い系喫茶 2 性風俗関連特殊営業を営む場合は、営業所の所在地を管轄する公安委員会に届出をする必要があるが、当該防火対象物が本項に該当するための要件は、あくまでも営業形態であり、必ずしも当該届出を要件とするもので、電話以外の情報通信に関する機器(映像機器等)を用いて異性を紹介する営業を営む店舗であり、いわゆるセリクラ(店舗形態を有するものに限る。)のことをいうものであること。又、省令第5条第1項第2号に規定する店舗は、異性以外の客に接触する役務を提供する営業を営む店舗のことをいうものであること。

項	定義	具 体 例	備考
(2)項二	1 カラオケボックスその他遊興のための設備又は物品を個室(これに類する施設を含む。)において客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗で省令で定めるものをいう。 2 省令で定める店舗は、次の(1)から(3)までに掲げるものをいう。 (1)個室(これに類する施設を含む。)において、インターネットを利用させ、又は漫画を閲覧させる役務を提供する業務を営む店舗 (2)風営法第2条第9項に規定する店舗型電話異性紹介営業を営む店舗 (3)風営令第2条第1号に規定する興行場(客の性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の映像を見せる興行の用に供する興行場)	カラオケボックスカカラオケボック合いでは、 漫画関ないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	1 一の防火対象物にカラオケ等を行うための複数の個室を有するものをいい、一の防火対象物に当該個室が一しかないものは含まれない。 2 カラオケボックスとは、カラオケのための設備を客に利用させる役務を提供する業務を営む店舗をいう。 3 店舗型電話異性紹介営業とは、店舗を設けて、専ら、面識のない異性との一時の性的好奇心を満たすための交際(会話を含む。)を希望する者に対し、会話(伝言のやり取りを含むものとし、音声によるものに限る。)の機会を提供することにより異性を紹介する営業で、その一方の者からの電話による会話の申し込みを電気通信設備を用いて当該店舗内に立ち入らせた他の一方の者に取り次ぐことによって営むもの(その一方の者が当該営業に従事する者である場合におけるものを含む。)をいう。(風営法第2条第9項) 4 本項では、興行場(ヌードスタジオその他個室を設け、当該個室において、当該個室に在室する客に、その性的好奇心をそそるため衣服を脱いだ人の姿態を見せる興行の用に供する興行場(風営令第2条第1号))のうち、映像を見せるものに限定している。 5 本項に規定する個室については、壁等により完全に区画された部分だけでなく、間仕切り等による個室に準じた閉鎖的なスペース等も含むものであること。
(3)項イ	1 待合とは、主として和式の客席を設けて、原則として飲食物を 提供させ、芸妓、遊芸かせぎ人等を招致し、又はあっせんして客 に遊興させる施設をいう。 2 料理店とは、主として和式の客席を設けて、客を接待して飲食 物を提供する施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、実態において待合や料理店と 同視すべきものをいう。	茶屋、料亭、割烹	
(3)項口	飲食店とは、客席において客に専ら飲食物を提供する施設をいい、客の遊興又は接待を伴わないものをいう。	喫茶店、スナック、 食堂、そば屋、すし 屋、レストラン、ビ アホール、スタンド バー、ライブハウス	1 飲食物を提供する方法には、セルフサービスを含むものであること。 2 ライブハウスとは、客席(全ての席を立ち見とした場合を含む。)を 有し、多数の客に生演奏を聞かせ、かつ、飲食の提供を伴うものであ ること。

2-10

政令別表に掲げる防火対象物の取扱い	第1
防火対象物の取	令別表に掲げ
	防火対象物の取

_			
項	定義	具体例	備考
(4)項	1 百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗とは、店舗において、客に物品を販売する施設をいう。 2 展示場とは、物品を陳列して不特定多数の者に見せ、物品の普及、販売促進等に供する施設をいう。	魚店、肉店、米店、パン店、乾物店、衣料店、 業場店、東京工店、電気 器具店等の小売店舗、店頭において販売店舗、 活頭において販売売 為を行う問屋、卸売専業店舗、営業用給油取 扱所、スーパーマーケット、展示を目的とする産業会館、博覧会場、見本市会場	1 卸売問屋は、原則として本項に該当するものであること。 2 物品販売店舗は、大衆を対象としたものであり、かつ、店構えが当該店舗内に大衆が出入りできる形態を有するものであること。 3 店頭で物品の受渡しを行わないものは物品販売店舗には含まれないものであること。
(5)項イ	1 旅館とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が和式のものをいう。2 ホテルとは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が洋式のものをいう。3 宿泊所とは、宿泊料を受けて人を宿泊させる施設で、その構造及び施設の主たる部分が多人数で共用するように設けられるものをいう。4 その他これらに類するものとは、主たる目的は宿泊以外のものであっても、副次的な目的として宿泊サービスを提供している施設をいう。	ル、山小屋、ロッジ、	1 宿泊施設には、会員制度の宿泊施設、事業所の福利厚生を目的とした宿泊施設、特定の人を宿泊させる施設等であっても旅館業法の適用があるものが含まれるものであること。 2 宿泊とは、宿泊が反復継続され、社会性を有するものであること。 3 事業所専用の研修所で事業所の従業員だけを研修する目的で宿泊させる施設は、宿泊所に含まれないものであること。なお、この場合は、旅館業法の適用がないものであること。
(5)項口	 1 寄宿舎とは、官公庁、学校、会社員等が従業員、学生、生徒等を集団的に居住させるための施設をいい、宿泊料の有無を問わないものであること。 2 下宿とは、1 か月以上の期間を単位とする宿泊料を受けて宿泊させる施設をいう。 3 共同住宅とは、住宅として用いられる2以上の集合住宅のうち、居住者が廊下、階段、エレベーター等を共用するもの(構造上の共用部分を有するもの)をいう。 		1 共同住宅は、便所、浴室、台所等が各住戸ごとに存在することを要せず、分譲、賃貸の別を問わないものであること。 2 廊下、階段等の共用部分を有しない集合住宅は、長屋であり、共同住宅として扱わないものであること。
(6)項イ	1 病院とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又は 歯科医業を行う場所であって、患者 20 人以上の収容施設を有するもの をいう 2 診療所とは、医師又は歯科医師が公衆又は特定多数人のため医業又 は歯科医業を行う場所であって、患者収容施設を有しないもの又は患 者 19 人以下の収容施設を有するものをいう。	護医療院	1 病院と同一棟にある看護師宿舎又は看護学校の部分は、(5)項ロ又は(7)項の用途に供するものとして扱う。 2 保健所は、地域における公衆衛生の向上及び増進を目的とする行政機関であるため、(15)項として扱う。 3 あん摩マッサージ指圧施術所、はり施術所、きゅう施術所、柔道整復施術所は、(15)項として扱う。

I	頁	定義	具 体 例	備考
		5 有料老人ホーム(※)とは、老人を入居させ、入浴、排せつ若しくは食事の介護、食事の提供又はその他の日常生活上必要な便宜であって厚生労働省令で定めるものの供与(他に委託して供与をする場合及び将来において供与をすることを約する場合を含む。)をする事業を行う施設(老人福祉施設、認知症対応型老人共同生活援助事業を行う住居その他厚生労働省令で定める施設に該当するものを除く。)をいう。(老人福祉法第29条第1項に規定するもの)		※ 避難が困難な要介護者を主として入居させるものに限る。
		6 介護老人保健施設とは、要介護者(その治療の必要の程度につき厚生労働省令で定めるものに限る。)に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設で、都道府県知事の許可を受けたものをいう。(介護保険法第8条第27項)		
(6) 項 ロ	(1)	7 老人短期入所事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、養護者の疾病 その他の理由により、居宅において介護を受けることが一時的に困難となっ たもの等を特別養護老人ホームその他の厚生労働省令で定める施設に短期 間入所させ、養護する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第4 項に規定するもの)		
		8 小規模多機能型居宅介護事業を行う施設(※)とは、65 歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等に、これらの者の心身の状況、置かれている環境等に応じて、通わせ、又は短期間宿泊させ、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を供与する事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第5項に規定するもの)		※ 避難が困難な要介護者を主として宿泊させるものに限る。
		9 認知症対応型老人共同生活援助事業を行う施設とは、65歳以上の者であって、認知症(介護保険法第5条の2に規定する認知症をいう。)であるために日常生活を営むのに支障があるもの(その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。)等に、これらの者が共同生活を営むべき住居において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の援助を行う事業を行う施設をいう。(老人福祉法第5条の2第6項に規定するもの)		

項	Į	定義	具 体 例	備考
	(1)	10 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、避難が困難な要介護者を主として入居又は宿泊させ、業として(報酬の有無にかかわらず、介護保険制度外の事業などの法定外の福祉サービスを自主事業として提供するものを含む。以下同じ。)入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、又は看護若しくは療養上の管理その他の医療を提供する施設((6)項イに掲げるものを除く。)		
	(2)	救護施設とは、身体上又は精神上著しい障害があるために日常生活を営むことが困難な要保護者を入所させて、生活扶助を行うことを目的とする施設をいう。(生活保護法(昭和25年法律第144号)第38条第2項に規定するもの)		
(6) 項口	(3)	乳児院とは、乳児(保健上、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、幼児を含む。)を入院させて、これを養育し、あわせて退院した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法(昭和22年法律第164号)第37条に規定するもの)		
	(4)	障害児入所施設には、「福祉型障害児入所施設」と「医療型障害児入所施設」があり、「福祉型障害児入所施設」とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導及び独立自活に必要な知識技能を付与することを目的とする施設をいい、「医療型障害児入所施設」とは、障害児を入所させて、保護、日常生活の指導、独立自活に必要な知識技能の付与及び治療を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第42条に規定するもの)		
	(5)	1 障害者支援施設(※)とは、障害者に、施設入所支援を行うとともに、施設 入所支援以外の施設障害福祉サービスを行う施設をいう。(障害者総合支援 法(平成17年法律第123号) 第5条第11項に規定するもの)		※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。

第1
政令別表第1に
1掲げる
5防火料
象物の
取扱い

	定義	具 体 例	備考	
5)	2 短期入所を行う施設(※)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第8項に規定するもの)		※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。	
	3 共同生活援助を行う施設(※)とは、障害者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。(障害者総合支援法第5条第15項に規定するもの)		※ 避難が困難な障害者等を主として入所させるものに限る。	
	1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神 上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等を通わせ、これ らの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その 他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設をいう。 (老人福祉法第20条の2の2に規定するもの)			
ŀ	2 軽費老人ホーム ((6)項口(1)に該当する以外のものに限る。)			
(1)	3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7に規定するもの)			
	4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人又はその者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2に規定するもの)			
_		2 短期入所を行う施設(※)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第8項に規定するもの) 3 共同生活援助を行う施設(※)とは、障害者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。(障害者総合支援法第5条第15項に規定するもの) 1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等を通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の2の2に規定するもの) 2 軽費老人ホーム ((6)項ロ(1)に該当する以外のものに限る。) 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7に規定するもの) 4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者、地域住民その他の者からの相談に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人に応じ、必要な助言を行うとともに、主として居宅において介護を受ける老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2に規定す	2 短期入所を行う施設(※)とは、居宅においてその介護を行う者の疾病その他の理由により、障害者支援施設その他の厚生労働省令で定める施設への短期間の入所を必要とする障害者等につき、当該施設に短期間の入所をさせ、入浴、排せつ又は食事の介護その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第8項に規定するもの) 3 共同生活援助を行う施設(※)とは、障害者に、主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行う施設をいう。(障害者総合支援法第5条第15項に規定するもの) 1 老人デイサービスセンターとは、65歳以上の者であって、身体上又は精神上の障害があるために日常生活を営むのに支障があるもの等を通わせ、これらの者につき入浴、排せつ、食事等の介護、機能訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の2の2に規定するもの) 2 軽費老人ホーム((6)項口(1)に該当する以外のものに限る。) 3 老人福祉センターとは、無料又は低額な料金で、老人に関する各種の相談に応ずるとともに、老人に対して、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7に規定するもの) 4 老人介護支援センターとは、地域の老人の福祉に関する各般の問題につき、老人、その者を現に養護する者と市町村、老人居宅生活支援事業を行う者、老人福祉施設、医療施設、老人クラブその他老人の福祉を増進することを目的とする事業を行う者等との連絡調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(老人福祉法第20条の7の2に規定す	

]	項	定義	具 体 例	備考
		4 児童養護施設とは、保護者のない児童(乳児を除く。ただし、安定した生活環境の確保その他の理由により特に必要のある場合には、乳児を含む。)、虐待されている児童その他環境上養護を要する児童を入所させて、これを養護し、あわせて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第41条に規定するもの)		
		5 児童自立支援施設とは、不良行為をなし、又はなすおそれのある児童及び 家庭環境その他の環境上の理由により生活指導等を要する児童を入所させ、 又は保護者の下から通わせて、個々の児童の状況に応じて必要な指導を行い、その自立を支援し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条に規定するもの)		
(6) 項ハ	(3)	6 児童家庭支援センターとは、地域の児童の福祉に関する各般の問題につき、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じ、必要な助言を行うとともに、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うほか、児童福祉法第26条第1項第2号及び第27条第1項第2号の規定による指導を行い、あわせて児童相談所、児童福祉施設等との連絡調整その他厚生労働省令の定める援助を総合的に行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第44条の2に規定するもの)		
		7 一時預かり事業を行う施設とは、家庭において保育を受けることが一時的 に困難となった乳児又は幼児について、厚生労働省令で定めるところによ り、主として昼間に、保育所、認定こども園その他の場所において、一時的 に預かり、必要な保護を行う施設をいう。(児童福祉法第6条の3第7項に 規定するもの)		
		8 家庭的保育事業とは、乳児又は幼児であって、市町村が児童福祉法第24条第1項に規定する児童に該当すると認めるものについて、家庭的保育者(市町村長(特別区の区長を含む。以下同じ。)が行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、これらの乳児又は幼児の保育を行う者として市町村長が適当と認めるものをいう。以下同じ。)の居宅その他の場所において、家庭的保育者による保育を行う施設をいう。(児童福祉法第6条の3第9項に規定するもの)		

j	項	定義	具 体 例	備	考	
	(3)	9 その他これらに類するものとして総務省令で定めるものとは、次の(1)又は(2)に該当する施設をいう。 (1) 業として乳児若しくは幼児を一時的に預かる施設((6)項ロに該当する以外のものに限る。) (2) 業として乳児若しくは幼児に保育を提供する施設((6)項ロに該当する以外のものに限る。)				
(6) 項ハ	(4)	1 児童発達支援センターには、「福祉型児童発達支援センター」と「医療型児童発達支援センター」があり、「福祉型児童発達支援センター」とは、障害児を日々保護者の下から通わせて、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練を行うことを目的とする施設をいい、「医療型児童発達支援センター」とは、日常生活における基本的動作の指導、独立自活に必要な知識技能の付与又は集団生活への適応のための訓練及び治療を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第43条に規定するもの) 2 情緒障害児短期治療施設とは、軽度の情緒障害を有する児童を、短期間、入所させ、又は保護者の下から通わせて、その情緒障害を治し、あわせて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設をいう。(児童福祉法第43条の2に規定するもの) 3 児童発達支援を行う施設とは、障害児に、児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(児童福祉法第6条の2の2第2項に規定する				
		もの) 4 放課後等デイサービスを行う施設とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校(幼稚園及び大学を除く。)に就学している障害児に、授業の終了後又は休業日に児童発達支援センターその他の厚生労働省令で定める施設に通わせ、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他の便宜を供与する施設をいう。(児童福祉法第6条の2第4項に規定するもの)				
	(5)	1 身体障害者福祉センターとは、無料又は低額な料金で、身体障害者に関する各種の相談に応じ、身体障害者に対し、機能訓練、教養の向上、社会との交流の促進及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与する施設をいう。(身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第31条に規定するもの)				

2 - 18

項

定

義

		2 障害者支援施設 ((6)項口(5)に該当する以外のものに限る。)	
	(5)	3 地域活動支援センターとは、障害者等を通わせ、創作的活動又は生産活動 の機会の提供、社会との交流の促進その他の厚生労働省令で定める便宜を供 与する施設をいう。(障害者総合支援法第第5条第25項に規定するもの)	
		4 福祉ホームとは、現に住居を求めている障害者に、低額な料金で、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第第5条第26項に規定するもの)	
(6)		5 生活介護を行う施設とは、常時介護を要する障害者として厚生労働省令で 定める者に、主として昼間において、障害者支援施設その他の厚生労働省令 で定める施設において行われる入浴、排せつ又は食事の介護、創作的活動又 は生産活動の機会の提供その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施 設をいう。(障害者総合支援法第5条第7項に規定するもの)	
項ハ		6 短期入所を行う施設 ((6)項口(5)に該当する以外のものに限る。)	
		7 自立訓練を行う施設とは、障害者に、自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、厚生労働省令で定める期間にわたり、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第12項に規定するもの)	
		8 就労移行支援を行う施設とは、就労を希望する障害者に、厚生労働省令で 定める期間にわたり、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、就労に 必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定 める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法第5条第13項に規定す るもの)	
		9 就労継続支援を行う施設とは、通常の事業所に雇用されることが困難な障害者に、就労の機会を提供するとともに、生産活動その他の活動の機会の提供を通じて、その知識及び能力の向上のために必要な訓練その他の厚生労働省令で定める便宜を供与する施設をいう。(障害者総合支援法律第5条第14項に規定するもの)	

具 体 例

備

考

光1
政令
别
表第
11に掲り
掲げ
ω
防火
恢物の
の取扱
吸い

項	定義	具 体 例	備考
(8)項	1 図書館とは、図書、記録その他必要な資料を収集し、整理し、又は保存して、一般の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資することを目的とする施設をいう。 2 博物館及び美術館とは、歴史、美術、民俗、産業及び自然科学に関する資料を収集し、保管(育成を含む。)し、又は展示して教育的配慮のもとに一般利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するための施設をいう。 3 その他これらに類するものとは、博物館法で定める博物館又は図書館以外のもので、図書館及び博物館と同等のものをいう。	資料館、記念館	
(9)項イ	1 蒸気浴場とは、蒸気浴を行う公衆浴場をいう。 2 熱気浴場とは、電熱器等を熱源として高温低湿の空気を利用する公 衆浴場をいう。 3 その他これらに類するものとは、公衆浴場の施設として個室を設 け、当該個室において異性の客に接触する役務を提供するものをい う。		公衆浴場は、浴場経営という社会性のある施設であって、家庭 の浴場を親類、友人に利用させる場合又は近隣の数世帯が共同し て浴場を設け利用している場合は含まれないものであること。
(9)項口	(9)項イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場をいう。	銭湯、鉱泉浴場、砂湯	
(10)項	1 車両の停車場とは、鉄道車両の駅舎(プラットホームを含む。)、バスターミナルの建築物等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。 2 船舶又は航空機の発着場とは、船舶の発着するふ頭、航空機の発着する空港施設等をいうが、旅客の乗降又は待合の用に供する建築物に限定されるものであること。		
(11)項	神社、寺院、教会その他これらに類するものとは、宗教の教養をひろめ、儀式行事を行い、信者を教化育成することを目的とする施設をいう。		1 結婚式の披露宴会場で、独立性の高いものは、原則として(1) 項ロに該当する。 2 礼拝堂及び聖堂は、規模、形態にかかわらず、本項に該当する。
(12)項イ	工場又は作業場とは、機械又は道具を使用して物の製造、改造、加工、 修理、洗浄、選別、包装、装飾、仕上、仕立、破壊又は解体を行う施設 をいう。		1 工場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機械 化が比較的高いものをいう。 2 作業場とは、物の製造又は加工を主として行うところでその機 械化が比較的低いものをいう。
(12)項口	映画スタジオ又はテレビスタジオとは、大道具や小道具を用いてセットを作り、映画フィルム又はテレビ映像若しくはそれらの記録媒体を作成する施設をいう。		

第1
政令别
表第]
に掲げ
る防火
対象物
の取扱
5

項	定義	具 体 例	備考
(16)項イ	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用 途防火対象物 ((16)項イ及び (16 の 2) 項を除く。) の用途を含む ものをいう。		
(16)項口	本項の防火対象物は、複合防火対象物のうち、その一部に特定用 途防火対象物 ((16)項イ及び (16 の 2) 項を除く。) の用途を含ま ないものをいう。		
(16の2) 項	地下の工作物内に設けられた店舗、事務所その他これらに類する 施設で、連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを 合わせたものをいう。		1 地下道に連続して面する店舗、事務所等の地下工作物施設が存する下層階に設けられ、かつ、当該部分から階段等で通じている駐車場は、地下街に含まれるものであること。 2 地下街の地下道は、店舗、事務所等の施設の各部分から歩行距離 20 m(20m未満の場合は当該距離)以内の部分を床面積に算入するものであること。ただし、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して閉鎖する方式の特定防火設備がある場合は、当該特定防火設備の部分までとする。
(16の3) 項			準地下街の範囲は次のとおりとすること。 1 地下道の部分については、準地下街を構成する店舗、事務所等の各部分から歩行距離10m(10m未満の場合は、当該距離)以内の部分とすること。 2 建築物の地階については、準地下街となる地下道の面積範囲に接して建築物の地階等が面している場合、当該開口部から準地下街を構成する建築物の地階等の開口部まで歩行距離20mを超える場合は、当該建築物の地階等は、含まないものであること。 3 建築物の地階が建基令第123条第3項第1号に規定する附室を介してのみ地下道と接続している建築物の地階は含まないものであること。 4 準地下街を構成する建築物の地階等の部分が相互に令第8条の床又は壁で区画されており、地下道に面して開口部を有していないものについては、それぞれ別の防火対象物として取扱うものであること。

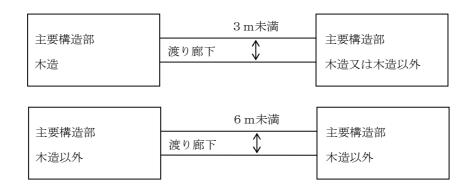
第1
政令別表第1
に掲げる
防火対象物
りの取扱い

項	定	義	具 体 例	備考
(20)項				い政令で定める総トン数 20t 未満の漁船は、12 海里以内の海面又は内水面において従業するものであること。専ら本邦の海岸から 20 海里以内の海面又は内水面において従業するもの。(船舶安全法第 32 条の漁船の範囲を定める政令(昭和 49 年政令第 258 号)) 3 鉄道営業法に基づく、鉄道運転規則(昭和 62 年運輸省令第 15 号)第 51 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、機関車(蒸気機関車を除く。)、旅客車及び乗務係員が執務する車室を有する貨物車であること。 4 鉄道営業法に基づく新幹線鉄道運転規則(昭和 39 年運輸省令第 71 号)第 43 条で定める消火器を備え付けなければならない場所は、運転室及び旅客用の電車の客室又は通路であること。 5 軌道法に基づく軌道運転規則(昭和 29 年運輸省令第 22 号)第 40 条に定める消火用具を備え付けなければならない場所は、車両(蒸気機関車を除く。)の運転室又は客扱い若しくは荷扱いのため乗務する係員の車室であること。 6 軌道法に基づく無軌条電車運転規則(昭和 25 年運輸省令第 92 号)第 26 条に定める消火器を設けなければならないものは、すべての車両であること。 7 道路運送車両法に基づく道路運送車両の保安基準(昭和 26 年運輸省令第 67 号)第 47 条に定める消火器を備えなければならない自動車は、次のとおりである。(1)火薬類(火薬にあっては 5kg、猟銃雷管にあっては 2000 個、実砲、空砲、信管又は火管にあっては 500 個をそれぞれ超えるものをいう。)を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (2)消防法別表に掲げる数量以上の危険物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (3)道路運送車両の保安基準別表第 1 に掲げる数量以上の可燃物を運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (5)前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車(被けん引自動車を除く。) (5)前各号に掲げる火薬類、危険物、可燃物又は高圧ガスを運送する自動車(被けん引自動車を除く。)

項	定義	具 体 例	備考
(20)項			に規定する放射性輸送物 (L型輸送物を除く。) 若しくは同第9条に規定する核分裂性移送物を運送する場合又は同第30条の規定により運送する場合に使用する自動車 (7)乗車定員11人以上の自動車 (8)乗車定員11人以上の自動車をけん引するけん引自動車 (9) 幼児専用車

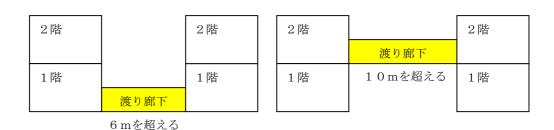
第2 消防用設備等の設置単位

- 1 消防用設備等の設置単位は、建築物である防火対象物については、特段の規定(政令第8条、第9条、第 9条の2、第19条第2項及び第27条第2項)がない限り、棟であり、敷地ではないこと。
 - ※ 棟とは、原則として独立した一の建築物又は独立した一の建築物が相互に接続されて一体となったものをいう。
- 2 建築物と建築物が渡り廊下(その他これらに類するものを含む。以下この項において同じ。)、地下連絡路 (その他これらに類するものを含む。以下この項において同じ。)又は洞道(換気、暖房又は冷房の設備の風道、給排水管、配電管等の配管類、電線類その他これらに類するものを布設するためのものをいう。以下この項において同じ。)により接続されている場合は、原則として1棟であること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、別棟として取り扱うことができるものであること。
 - (1) 建築物と建築物が地階以外の階において渡り廊下で接続されている場合で、次のアからウまでに適合している場合
 - ア 渡り廊下は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等の存置その他通行上の支障がない状態のものであること。
 - イ 渡り廊下の有効幅員は、接続される一方又は双方の建築物の主要構造部が木造である場合は3m未満、その他の場合は6m未満であること。(第2-1図参照)



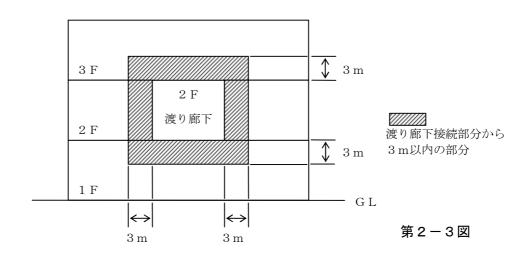
第2-1図

ウ 接続される建築物相互間の距離は、1階にあっては6m、2階以上の階にあっては10mを超えるものであること(第2-2図参照)。ただし、次の(7)から(9)までに適合する場合は、この限りでない。



第2-2図

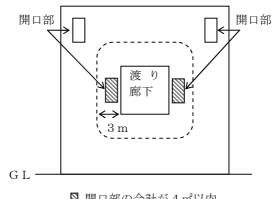
- ※ 建築物相互間の距離は、次によること。
 - ・ 渡り廊下が接続する部分の建築物相互間の距離によること。
 - ・ 渡り廊下の接続する部分が高低差を有する場合の距離は水平投影距離によること。
 - ・ 建築物相互間の距離が階によって異なる場合は、接続する階における距離によること。
- (ア) 接続される建築物の外壁及び屋根(渡り廊下の接続部分からそれぞれ3m以内の距離にある部分に 限る。次の(イ)において同じ。)については、次のa又はbによること。(第2-3図参照)
 - a 耐火構造又は防火構造で造られていること。



b 前 a 以外のものについては、防火構造のへいその他これらに類するもの又は閉鎖型スプリンクラ ーヘッドを用いるスプリンクラー設備若しくはドレンチャー設備で延焼防止上有効に防護されてい ること。

なお、スプリンクラー設備又はドレンチャー設備の技術上の基準は政令第12条第2項の基準の例 によること。

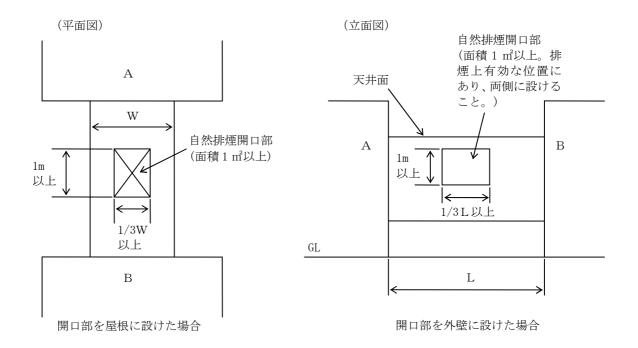
- (4) 前(ア)の外壁及び屋根には開口部を有しないこと。ただし、面積4㎡以内の開口部で防火設備が設 けられている場合にあっては、この限りでない。(第2-4図参照)
 - ※ 面積4m以内の開口部とは、AとBの防火対象物が接続する場合、A側又はB側の開口部面積の 合計が4㎡以下のものをいうものであること。



■ 開口部の合計が4m²以内

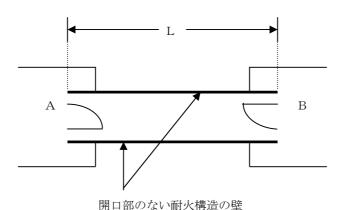
第2-4図

- (ウ) 渡り廊下については、次のa又はbによること。
 - a 吹き抜け等の開放式であること。
 - なお、建築物との接続部には防火設備が設けられていること。★
 - b 上記以外のものについては、次の(a)から(c)までに適合するものであること。
 - (a) 建基令第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分を鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造とし、その他の部分を準不燃材料で造ったものであること。
 - (b) 建築物の両端の接続部に設けられた開口部の面積の合計は、いずれも4㎡以下であり、当該部分は防火設備で、随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は煙感知器の作動と連動して自動的に閉鎖する構造のものが設けられていること。
 - (c) 次の自然排煙用開口部又は機械排煙設備が排煙上有効な位置に、火災の際容易に接近できる 位置から手動で開放できるように、又は煙感知器の作動と連動して開放するように設けられてい ること。ただし、閉鎖型スプリンクラーヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設 備が設けられているものにあっては、この限りでない。
 - ① 自然排煙用開口部については、その面積の合計が 1 m^2 以上であり、かつ、屋根又は天井に設けるものにあっては、渡り廊下の幅員の3 分の1 以上の幅で長さ 1 m以上のもの、外壁に設けるものにあっては、その両側に渡り廊下の3 分の1 以上の長さで高さ 1 m以上のものその他これらと同等以上の排煙上有効な開口部を有するものであること。(第2-5図参照)



第2-5図

- ② 機械排煙設備にあっては、渡り廊下の内部の煙を有効に、かつ、安全に外部へ排出することができるものであり、電気で作動するものにあっては非常電源が附置されていること。
 - ※ 排煙設備の非常電源は、第2「非常電源」の基準の例によること。この場合、非常電源の種別は省令第12条第1項第4号括弧書の規定を適用しないことができるものであること。
- (2) 建築物と建築物が地下連絡路(天井部分が直接外気に常時開放されているもの(いわゆるドライエリア 形式のもの)を除く。以下この項において同じ。)で接続されている場合であって、次のアからクまでに適 合する場合
 - ア 接続される建築物又はその部分(地下連絡路が接続されている階の部分をいう。)の主要構造部は、耐 火構造であること。
 - イ 地下連絡路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃物品等の存置その他通行上支障がない 状態のものであること。
 - ウ 地下連絡路は、耐火構造とし、かつ、その天井及び壁並びに床の仕上げ材料及びその下地材料は不燃 材料であること。
 - エ 地下連絡路の長さ(地下連絡路の接続する両端の出入口に設けられた防火戸相互の間隔をいう。)は6 m以上であり、その幅員は6 m未満であること。ただし、双方の建築物の接続部に閉鎖型スプリクラー ヘッドを用いるスプリンクラー設備又はドレンチャー設備が延焼防止上有効な方法により設けられている場合は、この限りでない。
 - ※ 第2-6図において建築物A、B相互間の地下連絡路の長さはLによること。



第2-6図

- オ 建築物と地下連絡路とは、当該地下連絡路の両端の出入口の部分を除き、開口部のない耐火構造の床 又は壁で区画されていること。
- カ 前オの出入口の開口部の面積は4㎡以下であること。
- キ オの出入口には、特定防火設備で随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することができ、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものが設けられていること。

- ク 地下連絡路には、前(1) \dot{p} (\dot{p}) b (\dot{c}) ②により排煙設備が設けられていること。ただし、閉鎖型スプリンクラーへッドを用いるスプリンクラー設備が設けられている場合は、この限りでない。
- (3) 建築物と建築物が洞道で接続された場合で、次のアからオまでに適合する場合
 - ア 建築物と洞道とは、洞道が接続されている部分の開口部及び当該洞道の点検又は換気のための開口部 (接続されている建築物内に設けられるもので2㎡以下のものに限る。)を除き、開口部のない耐火構造 の壁又は床で区画されていること。
 - イ 洞道は防火構造とし、その内側の仕上げ材料及びその下地材料は不燃材料であること。
 - ウ 洞道内の風道、配管、配線等が建築物内の耐火構造の壁又は床を貫通する場合は、当該貫通部において、当該風道、配管、配線等と洞道及び建築物内の耐火構造の壁又は床とのすき間を不燃材料で埋めてあること。ただし、洞道の長さが20mを超える場合にあっては、この限りでない。
 - エ 前アの点検のための開口部(建築物内に設けられているものに限る。)には、防火設備(自動閉鎖装置付きのものに限る。)が設けられていること。
 - オ 前アの換気のための開口部で常時開放状態にあるものにあっては、防火ダンパーが設けられていること。

3 その他

動力消防ポンプ設備、屋外消火栓設備及び消防用水に係る基準については、渡り廊下等により接続された 建築物は原則として一棟として取り扱うこと。ただし、次の(1)から(3)までの全てに適合する場合は、別の 建築物として取り扱うことができるものである。

- (1) 渡り廊下等は、全て不燃材料で造られていること。
- (2) 渡り廊下等は、前2の基準に適合するものであること。
- (3) 接続される相互の建築物の各部分が、当該建築物の1階の外壁間の中心線から1階にあっては3m以内、2階以上の階にあっては5m以内の範囲に存しないこと。

第3 建築物の床面積及び階の取扱い

1 床面積の算定

(1) 建築物の床面積の算定

建築物の床面積は、建築物の各階又はその一部で、壁、扉、シャッター、手すり、柱等の区画の中心線で囲まれた部分の水平投影面積によるものであるが、ピロティ、ポーチ等で壁、扉、柱等を有しない場合には、床面積に算入するかどうかは、当該部分が居住、執務、作業、集会、娯楽、物品の保管又は格納その他の屋内的用途に供する部分であるかどうかにより判断するものとする。

アピロティ

十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。

立 面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		十分に外気に開放され、 かつ、屋内的用途に供し ない部分	左記以外の部分で、例えば、自動車車庫、自転車 置場等に供する部分な ど。

イ ポーチ

原則として床面積に算入しない。ただし、屋内的用途に供する部分は、床面積に算入する。

	立 面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
庇型			(右記を除き、原則と して床面積に算入し ない。)	屋内的用途に供する部分
寄り付き型	<i>''''''</i>			

ウ 公共用歩廊、傘型又は壁を有しない門型の建築物

ピロティに準じる。(十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途に供しない部分は、床面積に算入しない。)

	立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
公共用歩廊		0 0 0 0 0 0 0	十分に外気に開放され、かつ、屋内的用途 に供しない部分	左記以外の部分
傘				
型	<i>''''''</i>			
壁を有しない門壁	"""""""""""""""""""""""""""""""""""""""	0 0		

エ 吹きさらしの廊下

外気に有効に開放されている部分の高さが、 $1.1 \, \mathrm{m以上}$ であり、かつ、天井の高さの $2 \, \mathrm{分}$ の $1 \, \mathrm{以L}$ である廊下については、幅 $2 \, \mathrm{m}$ までの部分を床面積に算入しない。

立 面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
$\begin{array}{c c} & & & \\ & & & \\ h_2 & & \\ & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & & \\ & &$	住 戸 ↑ 廊 下 a ↓	h 1≥1.1mかつh 1≥1/2 h 2 で、a のうち 2mまで の部分 h 1:当該廊下の外気に有 効に開放されている 部分の高さ h 2:当該廊下の天井の高 さ a:当該廊下の幅	左記以外の部分

オ バルコニー・ベランダ

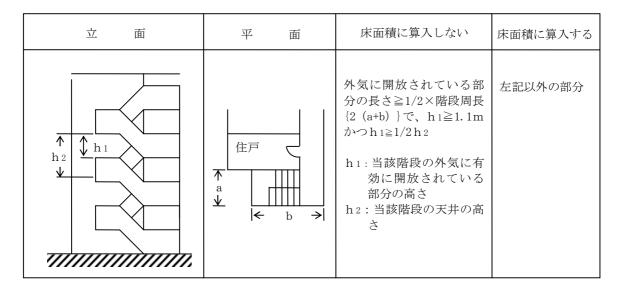
前工の吹きさらしの廊下に準じる。

立 面	平 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
$\begin{array}{c c} h_2 & & h_1 \\ \hline \\ h_2 & & \\ \hline \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\ \\$	住 戸	h ₁ ≥1.1mかつh ₁ ≥1/2 h ₂ で、aのうち 2mまで の部分 h ₁ :当該バルコニー・ベラ ンダの外気に有効に 開放されている部分 の高さ h ₂ :当該バルコニー・ベ ランダの天井の高さ a:当該バルコニー・ベ ランダの幅	左記以外の部分

カ 屋外階段

次に該当する外気に有効に開放されている部分を有する階段については、床面積に算入しない。

- (ア) 長さが、当該階段の周長の2分の1以上であること。
- (イ) 高さが、1.1 m以上、かつ、当該階段の天井の高さの2分の1以上であること。



キ エレベータシャフト

原則として、各階において床面積に算入する。ただし、着床できない階であることが明らかである階 については、床面積に算入しない。

立 面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	EVシャフト	乗降口がない階の部分 (高層階エレベーターで、 乗降口のない低層階部分 など)	左記以外の部分

ク パイプシャフト等

各階において床面積に算入する。

平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
煙突 ダクトスペース メ パイプスペース	煙突	パイプシャフト ダクトスペース

ケ 給水タンク又は貯水タンクを設置する地下ピット

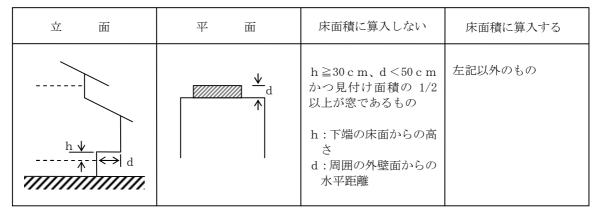
タンクの周囲に保守点検用の専用の空間のみを有するものについては、床面積に算入しない。

平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
	タンクの周囲に保守点検用の専用 の空間のみを有するもの	左記以外の場合

コ 出窓

次に定める構造の出窓については、床面積に算入しない。

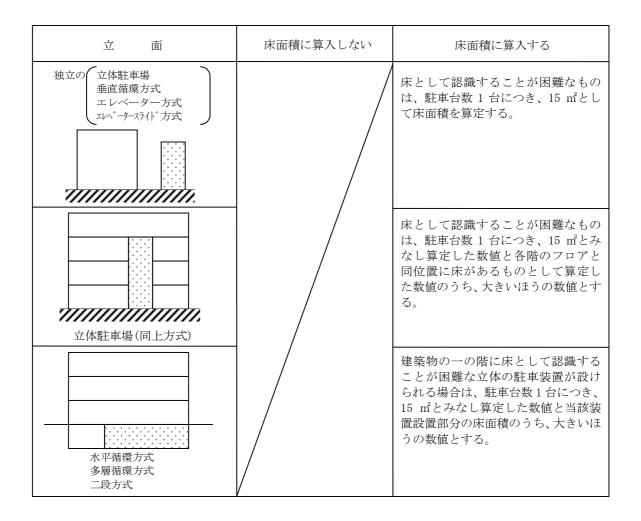
- (ア) 下端の床面からの高さが、30 c m以上であること。
- (4) 周囲の外壁等から水平距離50cm以上突き出ていないこと。
- (ウ) 見付け面積の2分の1以上が窓であること。



サ 機械式駐車場

吊上式自動車車庫、機械式立体自動車車庫等で、床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき15㎡を、床面積として算定する。

なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。



シ 機械式駐輪場

床として認識することが困難な形状の部分については、1台につき1.2㎡を、床面積として算定する。なお、床としての認識が可能な形状の部分については、通常の算定方法による。

立 面	床面積に算入しない	床面積に算入する
独立の 立体駐車場 垂直循環方式 エレベーター方式 エレベーター方式 エレベーター方式		床として認識することが困難なものは、駐車台数1台につき、1.2 m²として床面積を算定する。
立体駐車場(同上方式)		床として認識することが困難なものは、駐車台数1台につき、1.2㎡とみなし算定した数値と各階のフロアと同位置に床があるものとして算定した数値のうち、大きいほうの数値とする。

ス 体育館等のギャラリー等

原則として、床面積に算入する。ただし、保守点検等一時的な使用を目的としている場合には、床面 積に算入しない。

立 面	平面	床面積に算入しない	床面積に算入する
		保守点検等一時的な使 用を目的としている場 合	左記以外の場合

(2) 区画の中心線の設定方法

建築物の壁その他の区画の中心線は、次に定めるところによる。

ア 木造の建築物

- (ア) 軸組工法の場合
 - 柱の中心線
- (イ) 枠組壁工法の場合壁を構成する枠組材の中心線
- (ウ) 丸太組構法の場合 丸太材等の中心線
- イ 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造等の建築物 鉄筋コンクリートの躯体、PC板(プレキャストコンクリート板)等の中心線
- ウ 鉄骨造の建築物
 - (ア) 金属板、石綿スレート、石膏ボード等の薄い材料を張った壁の場合 胴縁等の中心線
 - (イ) 前ア以外の場合

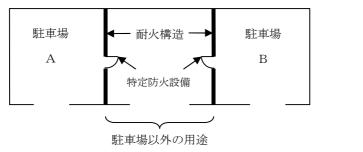
PC板、ALC板(高温高圧蒸気養生された軽量気泡コンクリート板)等の中心線

エ 組積造又は補強コンクリートブロック造の建築物 コンクリートブロック、石、れんが等の主要な構造部材の中心線

2 消防用設備等の設置にあたっての床面積の算定

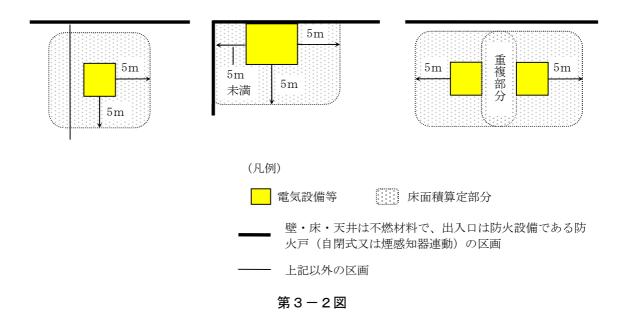
建築基準法令によるほか、次によること。

- (1) 倉庫等に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造(積荷を行う者が棚状部分の外部にいて、 直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、 床面積に算入するものであること。
 - ※ 一般的に棚と床の区別は、当該部分に積荷等を行う場合に当該部分以外において作業するものを 「棚」とし、当該部分を歩行し、又はその上において作業執務等を行うものを「床」として取り扱う が、具体的にはその形状機能等から社会通念に従って判断すること。
- (2) ラック式倉庫の延べ面積の算定については、次によること。
 - ア ラック式倉庫の延べ面積は、原則として各階の床面積の合計により算定すること。
 - イ ラック式倉庫のうち、①ラック等を設けた部分(ラック等の間の搬送通路の部分を含む。以下この項において同じ。)とその他の部分が耐火構造又は準耐火構造の床若しくは壁で区画されており、当該区画の開口部には、防火戸((建基法第2条第9号の2口に規定する防火設備であるものに限る。)随時開くことができる自動閉鎖装置付きのもの又は火災の発生と連動して自動的に閉鎖するものに限る。)が設けられているもの又は②ラック等を設けた部分の周囲に幅5mの空地が保有されているものにあっては、次により算定することができること。
 - (ア) ラック等を設けた部分の水平投影面積により算定すること。
 - (4) 前(ア)の算定方法により政令第12条第1項第5号に掲げる規模に達するラック式倉庫にあっては、ラック等を設けた部分に対してスプリンクラー設備を設置すれば足りること。
 - (ウ) 政令第12条第4項の適用については、前(ア)の算定による面積としてよいこと。
 - ウ ラック等を設けた部分の面積が、延べ面積の10%未満であり、かつ、300㎡未満である倉庫にあっては、当該倉庫全体の規模にかかわらず、政令第12条第1項第5号に規定するラック式倉庫に該当しないこと。
- (3) 駐車の用に供する部分の床面積等は、次によること。
 - ア 車路は、床面積に算入するものであること。ただし、上階又は下階に通じる傾斜路、ランプ、カーリフト等は算入しないものとする。
 - イ 駐車の用に供しない部分を介して2箇所以上の駐車の用に供する部分が存する場合であって、駐車の 用に供する部分とこれ以外の部分とが耐火構造の壁(当該壁に設ける開口部は、随時開くことができる 自動閉鎖装置付きの特定防火設備に限る。)で区画されているときは、それぞれの駐車の用に供する部 分ごとに床面積を算定すること。(第3-1図参照)

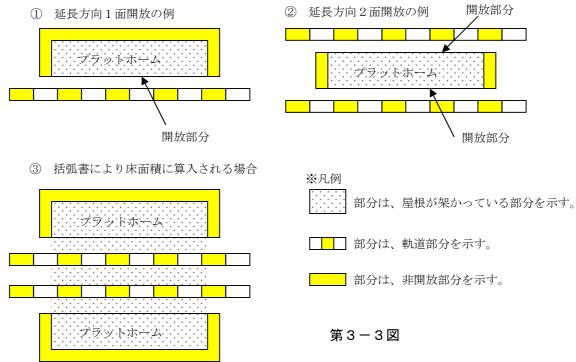


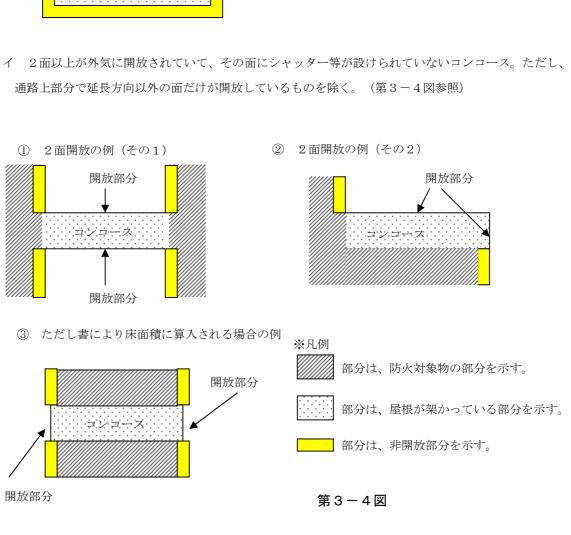
第3-1図

- ウ 外気に開放された高架下工作物(鉄道又は道路等に使用しているもの)に設けられた駐車場、駐輪場等は、さく、へい等で囲まれた部分又は当該工作物の水平投影面積を床面積に算入すること。
- エ 昇降機等の機械装置による車両を駐車させる構造(立体駐車場)及び同方法で自転車を駐輪させる構造(立体駐輪場)の床面積については、水平投影面積を床面積として算入すること。
- (4) 政令第13条第1項第6欄で定める「発電機、変圧器その他これらに類する電気設備が設置されている部分」(以下この項において「電気設備」という。)及び同第7欄で定める「鍛造場、ボイラー室、乾燥室その他多量の火気を使用する部分(以下この項において「鍛造場等」という。)」の床面積の算定は、次のいずれかによること。
 - ア 不燃材料の壁、床、天井(天井のない場合は、はり及び屋根)又は防火設備で区画された部分の床面 積。この場合、防火設備は、随時開くことのできる自動閉鎖装置付きのもの又は随時閉鎖することがで き、かつ、煙感知器の作動と連動して閉鎖するものであること。
 - イ 電気設備又は鍛造場等の水平投影の周囲に水平距離5mで区画されていると仮定した部分の床面積。 この場合、同一の室内に電気設備又は鍛造場等が2箇所以上設置されている場合は、その合計面積(隣接した電気設備又は鍛造場等の仮定した部分の床面積が重複する場合、重複加算しない。)とするものであること(第3-2図参照)。

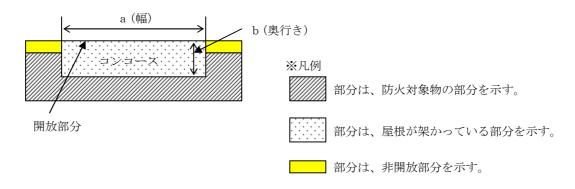


- (5) 駅舎で次のいずれかに該当する部分は、床面積に算入しないことができるものであること。
 - ア 延長方向の1面以上が直接外気に開放されたプラットホーム (上屋の屋根が2以上のプラットホーム にわたって接続して設けられたものを除く。) (第3-3図参照)





ウ 1面が外気に開放されていて、その面にシャッター等がなく、かつ、開放された面の長さがおおむね 奥行きの 2 倍以上あるコンコース (第 3-5 図参照)



第3-5図

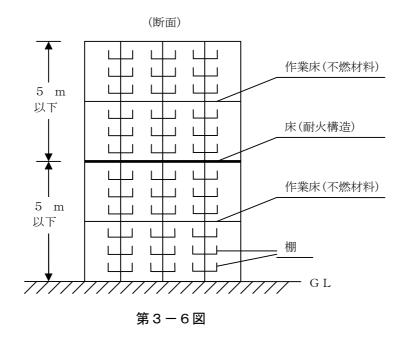
- (6) 観覧場で、観覧席の一面が外気に開放され、開放された面の長さがおおむね奥行きの2倍以上となる 観覧場の部分は、床面積に算入しないことができるものであること。ただし、収容人員の算定に当たって は、当該観覧席の部分を含むものであること。
- (7) 防火対象物の一部に法第10条第1項で定める危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所(以下この項において「製造所等」という。)が存する場合、法第17条第1項で定める消防用設備等の設置に当たっての床面積は、当該製造所等を含めて算定するものであること。
 - ※ 製造所等部分の消防用設備等は、法第17条第1項に定める基準でなく、法第10条第4項に定める基準によるものであること。

3 階数の算定

(1) 建築基準法令上の階数の算定

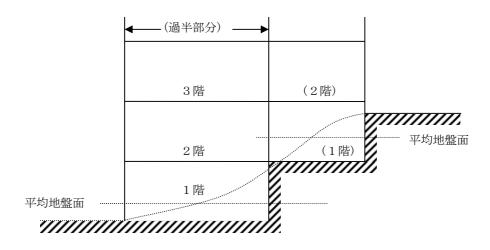
階数の算定は、建築基準法令によるほか、次によること。

- ア 多層式倉庫(物品(危険物を除く。)を貯蔵するために棚を設け、かつ、当該棚に物品の積荷を行う ための作業床を設けたものをいう。)が次に適合する場合は、作業床の部分を階数に算入しないことが できるものであること。
 - (ア) 耐火構造であること。
 - (4) 主要構造部以外の部分は、不燃材料で造られていること。
 - (ウ) 階高(作業床を除く。)は、 $5\,\mathrm{m}$ 以下であること。(第 $3-6\,\mathrm{図参照}$)



- イ 棚式倉庫 (積荷の作業を行う者が、当該棚の外部について直接積荷することができるもの又はリフト 若しくはクレーン等の機械だけの使用によって積荷することができるもの) で、次に適合する場合は、 階数を1として取り扱うものであること。
 - (ア) 耐火建築物又は準耐火建築物を要求されるものについては、耐火建築物又は建基法第2条第9号の3ロの準耐火建築物で外壁を耐火構造としたものとし、主要構造部以外の部分は不燃材料で造られていること。
 - (イ) 軒高が15mを超えるものは、耐火建築物であること。
- ウ 次に適合する吊上げ式車庫は、建基法第27条、第61条及び第62条の適用にあたっては、階数を 1として取り扱うものであること。
 - (7) 耐火建築物又は建基法第2条第9号の3口に該当する準耐火建築物で外壁を耐火構造としたもの
 - (4) 木造建築物が密集している市街地内で他の建築物(耐火建築物又は準耐火建築物を除く。)又は 隣地境界線から5m以下の距離に建築する場合は、外壁を不燃材料で覆い、かつ、地盤面からの高さ 15m以下の部分が耐火構造であること。
 - (f) 前(f) の場合で、延焼のおそれのある部分にある車両の出し入れ口には、特定防火設備が設けられていること。
 - (エ) 木造建築物が密集している市街地で既存の建築物又は他の建築物部分と一体に建築する場合は、 当該既存の建築物又は他の部分とを前(イ)の他の建築物とみなして前(イ)及び(ウ)によること。
- エ 小屋裏、天井裏その他これらに類する部分に物置等がある場合において、当該物置等の最高の内法高さが1.4 m以下で、かつ、その水平投影面積がその存する部分の床面積の2分の1未満であれば、当該部分については階として取り扱う必要はないものであること。(平成12年6月1日建設省住指発第682号)

- (2) 消防用設備等の設置にあたっての階の算定
 - 消防用設備等の設置にあたっての階の算定は、原則として次によること。
 - ア 倉庫内に設けられた積荷用の作業床は、棚とみなされる構造のもの(積荷を行う者が、棚状部分の外部について直接積荷できるもの又はフォークリフト、クレーン等の機械だけの使用により積荷できるもの)を除き、階数に算定するものであること。
 - イ 床下、小屋裏等を物入れ等に使用するもので、当該部分の高さがおおむね1.4m以下(通常の姿勢で作業ができない高さ)のものは、階数に算入しないものであること。
 - ウ 吊上げ式車庫の階数は1とすること。
 - エ 平面地盤面が異なる場合、建築物の同一階が部分によって階数を異にするときは、過半を占める部分の地盤面を平均地盤面とし階数を算定するものであること(第3-7図参照)。



第3-7図

第4 無窓階の取扱い

無窓階の取扱い

平成28年2月23日

浜消局達第197号

改正 平成31年2月14日 浜消局達第175号

無窓階とは、建築物の地上階のうち、避難上又は消火活動上有効な開口部を有しない階をいい、床面積に対する開口部の割合、開口部の位置(床面からの高さ及び空地)及び構造により決定する。

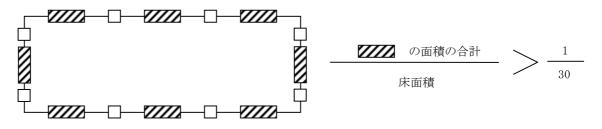
無窓階以外の階の判定は、消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号。以下「省令」という。)第5条の2の規定によるほか、細部については、次により運用する。

1 床面積に対する開口部の面積の割合

省令第5条の2第1項に規定する床面積に対する避難上及び消火活動上有効な開口部の面積の割合は、次によること。

(1) 11階以上の階

直径 50 センチメートル以上の円が内接することができる開口部の面積の合計が当該階の床面積の 30 分の 1 を超えるものであること(第 1 図参照)。

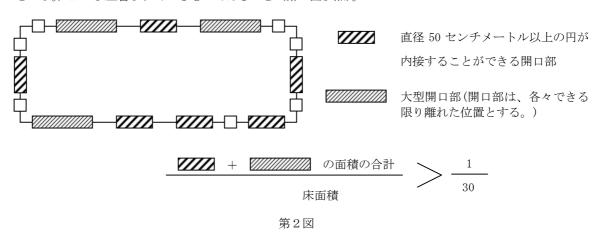


直径 50 センチメートル以上の円が内接することができる開口部

第1図

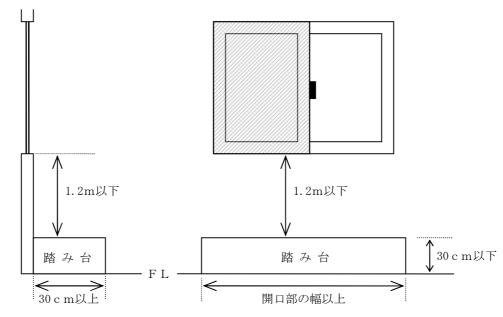
(2) 10階以下の階

前(1)の開口部の割合と同様であるが、前(1)の開口部のほかに、直径1メートル以上の円が内接することができる開口部又は幅75センチメートル以上及び高さ1.2メートル以上の開口部(以下「大型開口部」という。)が2以上含まれているものであること(第2図参照)。



2 開口部の位置

- (1) 床面から開口部の下端までの高さは、1.2メートル以内であること。ただし、次のアからオまでの全てに適合する踏み台を設けた場合は、有効な開口部として取り扱うことができる(第3図参照)。
 - ア 不燃材料で造られ、かつ、堅固な構造であること。
 - イ 開口部が設けられている壁面と隙間なく床に固定されていること。
 - ウ 高さ30センチメートル以下、奥行き30センチメートル以上、幅は開口部の幅以上であること。
 - エ 踏み台の上端から開口部の下端までは、1.2メートル以下であること。
 - オ 避難上支障がないように設けられていること。



第3図 (開放することができる部分を開口部とした例)

- (2) 次に掲げる空地等は、省令第5条の2第2項第2号に規定する「通路その他の空地」として取り扱うことができる。
 - ア 国又は地方公共団体の管理する公園、河川敷等で、将来にわたって、その状態が確保されるもの
 - イ 道又は道に通じる幅員1メートル以上の通路に通じる広場、建築物の屋上、傾斜地、階段状、バルコニー、ひさしの部分等で、避難及び消火活動に支障がないもの
 - ウ 建築物の壁面から1メートル以内の空地又は通路の部分にある樹木、塀その他の工作物で避難及び消火 活動に支障がないもの
- (3) 開口部は、格子その他の内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるものであること。
- (4) 開口部は、開口のために常時良好な状態に維持されているものであること。

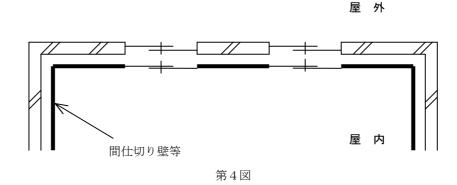
3 開口部の構造

次に掲げる開口部は、省令第5条の2第2項第3号に規定する「内部から容易に避難することを妨げる構造を有しないものであり、かつ、外部から開放し、又は容易に破壊することにより進入できるもの」として取り扱うことができる(別表第1参照)。

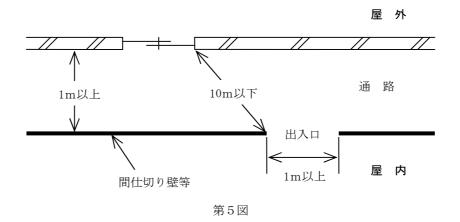
- (1) はめ殺しの窓
 - ア 普通板ガラス、フロート板ガラス、磨き板ガラス、型板ガラス、熱線反射ガラス又は熱線吸収板ガラス (以下「普通ガラス等」という。)のもの(ガラスの厚さが6ミリメートル以下のもの)
 - イ 強化ガラス (ガラスの厚さが6ミリメートル以下のもの)
 - ウ 超耐熱性結晶化ガラス (厚さ5ミリメートル以下のもの)
 - エ 複層ガラスで、その2枚以上のガラスが前アからウまでのいずれかにより構成されているもの
 - オ 前アからエまでのガラスに次のフィルムを貼付したもの
 - (ア) ポリエチレンテレフタレート(以下「PET」という。)製窓ガラス用フィルム(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねたものを除く。)のうち、基材の厚さが100マイクロメートル以下のもの
 - (4) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400マイクロメートル以下のもの
 - カ 前アからオまで以外のガラスであって、窓を容易にはずすことができるもの
- (2) 内部から施錠されている窓 (ガラスを一部破壊することにより、外部から解錠することができるものに限る。)
 - ア 普通ガラス等(厚さが6ミリメートル以下のもの)
 - イ 網入り板ガラス及び線入り板ガラス
 - (ア) 厚さが6.8ミリメートル以下のもの
 - (イ) 厚さが10ミリメートル以下で、かつ、外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が 設けられているもの
 - ウ 強化ガラス(厚さが12ミリメートル以下のもの)
 - エ 超耐熱性結晶化ガラス(厚さ5ミリメートル以下のもの)
 - オ 合わせガラス(フロート板ガラス6ミリメートル以下+PVB30mil(膜厚0.76ミリメートル以下)+フロート板ガラス6ミリメートル以下のもの又は網入り板ガラス6.8ミリメートル以下+PVB30mil(膜厚0.76ミリメートル以下)+フロート板ガラス5ミリメートル以下のもの)
 - カ 前才以外の合わせガラスで、外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられている もの(フロート板ガラス5ミリメートル以下+PVB60mil (膜厚1.52ミリメートル以下)+フ ロート板ガラス5ミリメートル以下のもの、網入り板ガラス6.8ミリメートル以下+PVB60mil (膜厚1.52ミリメートル以下)+フロート板ガラス6ミリメートル以下のもの又はフロート板ガラス 3ミリメートル以下+PVB60mil (膜厚1.52ミリメートル以下)+型板ガラス4ミリメートル 以下のもの)
 - キ 複層ガラスで、その2枚以上のガラスが前アからカまで (イ(イ)のものを除く。) のいずれかにより構成 されているもの
 - ク 前アからキまでのガラスに次のフィルムを貼付したもの
 - (ア) PET製窓ガラス用フィルム (引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねたものを除く。) のうち、基材の厚さが100マイクロメートル以下のもの
 - (4) 塩化ビニル製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400マイクロメートル以下のもの
 - ケ 前アからキのガラスにPET製窓ガラス用フィルムのうち、基材の厚さが400マイクロメートル以下 のもの(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねたものにあっては、基材の厚さが

100マイクロメートル以下のものに限る。) を貼付したもので、外部にバルコニー、屋上広場等の破壊 作業のできる足場が設けられているもの

- (3) シャッター等
 - ア 軽量シャッター等 (手動)
 - (7) 屋内外から手動で容易に開放できるもの
 - (4) 水圧解錠装置等により屋外から容易に開放できるもの(避難階以外のものにあっては、外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものに限る。)
 - (ウ) 煙感知器等と連動して解錠し、屋内外から手動で開放できるもの(非常電源付きのものに限る。)
 - イ 電動シャッター等(重量・軽量)
 - (ア) 屋内外から電動により開放できるもの(非常電源付きのものに限る。)
 - (4) 屋外から水圧によって開放できる装置(シャッター等の水圧開放装置に関する取扱いについて(昭和52年12月19日付け消防予第251号)に適合しているものに限る。)を備えたもの(避難階以外のものにあっては、外部にバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものに限る。)
- (4) 二重窓
 - ア 屋内外から開放できるガラス戸
 - イ 避難階に設けられた前(4)のシャッター等の内部のガラス戸
 - ウ 前ア及びイのガラス戸の構造は、前(1)から(3)までによるものであること。
- (5) 間仕切り壁等を設けることにより、室内と開口部とが区画された構造のもので開口部と相対する部分に 出入口(内外から手動で開放できるものに限る。)が設けられたもの(第4図参照)

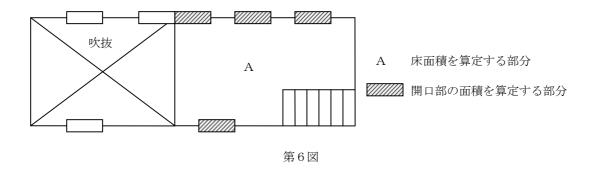


- (6) 開口部と間仕切り壁等の間に通路を設け、当該間仕切り壁等に出入口を有効に設けられたもので、次の アからウまでに適合するもの又はこれと同等以上に支障がないと認められるもの(第5図参照)
 - ア 通路は、通行又は運搬の用途のみに供され、かつ、可燃性物品等が存置されていないなど常時通行に支 障がないこと。
 - イ 通路及び間仕切り壁等の出入口の幅員は、おおむね1メートル以上であること。
 - ウ 間仕切り壁等の出入口と一の外壁の開口部との距離は、おおむね10メートル以下であること。



4 その他

- (1) 開口部の有効寸法の算定は、原則としてガラス部分とするが、開口部の形式等により判断するものであること(別表第2参照)。
- (2) 吹き抜けのある場合の床面積及び開口部の取扱いは、次によるものとする(第6図参照)。
 - ア 床面積の算定は、当該階の床が存する部分とする。
 - イ 開口部の面積の算定は、床が存する部分の外壁開口部の合計とする。



別表第1

ガラスの種類・厚さ等		開口部 の条件	判定	
			足場有	足場無
普通板ガラス フロート板ガラス 磨き板ガラス	厚さ6mm以下	引き違い戸	0	0
型板ガラス 熱線反射ガラス 熱線吸収板ガラス	77 C 0 MM9. 1	FIX	0	0
	 厚さ6.8mm以下	引き違い戸	Δ	Δ
網入り板ガラス	序30. 8 mm以下	FIX	×	×
線入り板ガラス	Exto NT	引き違い戸	Δ	×
	厚さ10mm以下	FIX	×	×
	厚さ6mm以下	引き違い戸	0	0
強ルガラフ	序 O IIIIII A F	FIX	0	0
強化ガラス	同と10以下	引き違い戸	Δ	Δ
	厚さ12mm以下	FIX	×	×
超耐熱性結晶化ガラス	厚さ5mm以下	引き違い戸	0	0
短順然性和 田化 ノ ノ ハ		FIX	0	0
	フロート板ガラス6mm以下+PVB 30mil(膜厚0.76mm以下)+フ ロート板ガラス6mm以下	引き違い戸	Δ	Δ
		FIX	×	×
	網入り板ガラス6.8mm以下+PVB 30mil(膜厚0.76mm以下)+フ ロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	Δ	Δ
		FIX	×	×
• • • • • • • •	フロート板ガラス5mm以下+PVB 60mil(膜厚1.52mm以下)+フ ロート板ガラス5mm以下	引き違い戸	Δ	×
合わせガラス		FIX	×	×
	網入り板ガラス6.8mm以下+PVB	引き違い戸	Δ	×
	60mil(膜厚1.52mm以下)+フロート板ガラス6mm以下	FIX	×	×
	フロート板ガラス3mm以下+PVB 60mil(膜厚1.52mm以下)+型 板ガラス4mm以下	引き違い戸	Δ	×
		FIX	×	×
複層ガラス	構成するガラスごとに本表(網入り板7 mm以下のものに限る。)により全体の判) 仮ガラスは、	厚さ6.8

備考

- 1 「引き違い戸」とは、片開き、開き戸等通常は屋内から開放することができ、かつ、当該ガラスを一部破壊することにより屋外から開放することができるものをいう。
- 2 「FIX」とは、はめ殺し窓をいう。
- 3 「足場有」とは、避難階又はバルコニー、屋上広場等の破壊作業のできる足場が設けられているものをい う。
- 4 「PVB」とは、ポリビニルブチラール膜をいう。
- 5 低放射ガラス (通称: Low-E膜付きガラス) を用いた開口部は、基板となるガラスを本表 (網入り板

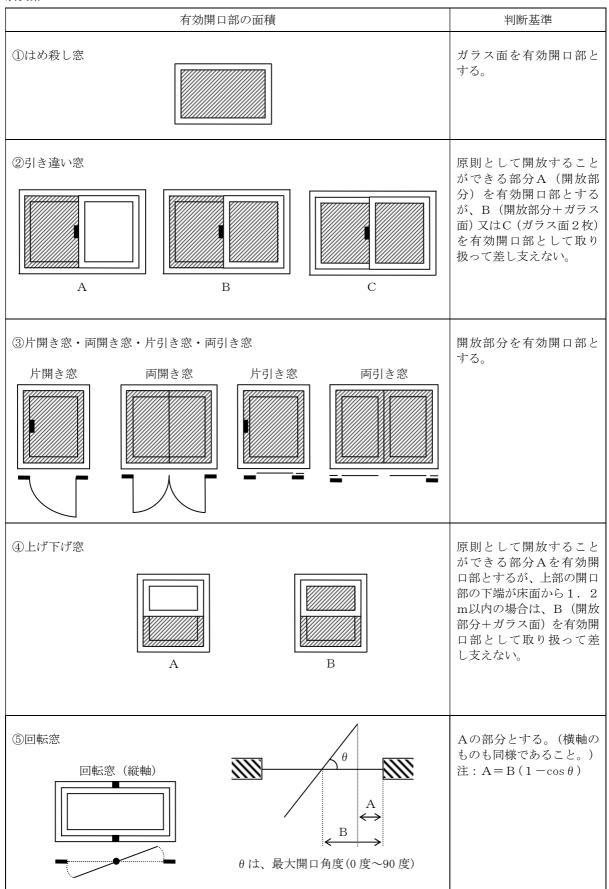
ガラス及び線入り板ガラスは、厚さ6.8ミリメートル以下のものに限る。)により判断する。

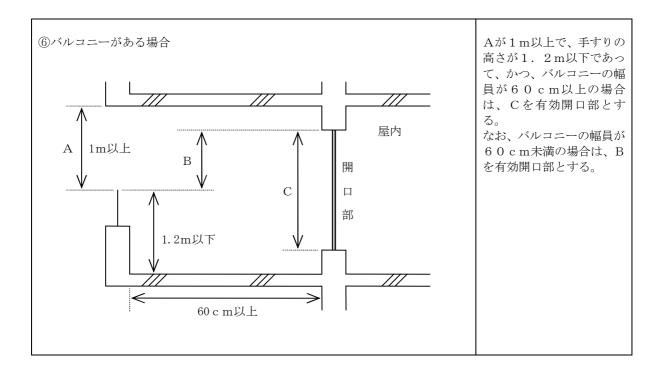
- 6 PET製窓ガラス用フィルム(引裂強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねたものを除く。)で基材の厚さが100マイクロメートル以下のもの及び塩化ビニル製窓ガラス用フィルムで基材の厚さが400マイクロメートル以下のものを貼付したものは、フィルムによる影響がないものとして各ガラスの基準により判断する。
- 7 PET製窓ガラス用フィルムで基材の厚さが400マイクロメートル以下のもの(引製強度を強くすることを目的として数十枚のフィルムを重ねたものにあっては、基材の厚さが100マイクロメートル以下のものに限る。) を貼付したもので足場有のものは、引き違い戸として取り扱う。

[凡例]

- 省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- △ ガラスを一部破壊し、外部から開放することができる部分(引き違い戸の場合は、2分の1の面積で算定する。)を省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができる。
- × 省令第5条の2第2項第3号に規定する開口部として取り扱うことができない。

別表第2





第5 収容人員の算定

1 収容人員算定の基本

- (1) 収容人員の算定にあたっては、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (2) 収容人員の算定は、法第8条の適用については棟単位(同一敷地内に管理権原者が同一である防火対象物が二以上存する場合は、敷地内に存する当該防火対象物の棟収容人員を合算した数)であるが、政令第24条の適用については、棟単位又は階単位、政令第25条の適用については、階単位とする。
- (3) 防火対象物の主たる用途以外の機能的に従属していると認められる部分についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。
- (4) 2以上の用途の存する防火対象物で主たる用途部分以外の床面積の合計が当該防火対象物の延べ面積の10%未満で、かつ、300㎡未満であることにより、主たる用途の項と取り扱われている防火対象物についても、防火対象物の用途判定に従い省令第1条の3の算定方法により算定する。

2 収容人員算定上の共通事項

- (1) 従業者として算定する者の取扱いは、次によること。
 - ア 正社員又は臨時社員等の別を問わず平常時における勤務体制で最大勤務者数とする。ただし、短期間 かつ臨時的に雇用される者(デパートの中元、歳暮時のアルバイト等)にあっては、従業者として扱わ ない。
 - イ 交替制の勤務体制をとっている場合は、一日の中で勤務人員が最大となる時間帯における数とすること。したがって、勤務時間帯の異なる従業者が重複して在所する交替時の数とはしない。
 - ウ 指定された執務用の机を有する外勤者は、従業者の数に算入する。
- (2) 政令第24条又は第25条の適用にあたっての従業者として算定する者の取扱いは、次によること。
 - ア 階単位で収容人員を算定するにあたって、2以上の階で執務する者については、当該階に指定された 執務用の机等を有し、継続的に執務するとみなされる場合は、それぞれの階の人員に算入する。
 - イ 階単位で収容人員を算定する場合、従業者が使用する社員食堂等は、当該部分を3㎡で除して得た数 の従業者があるものとして算定する。ただし、その数が従業者の数よりも大きい場合は、この限りでない。
- (3) 収容人員を算定するにあたっての床面積の取扱いは、次によること。
 - ア 床面積により収容人員を算定する場合は、原則として当該床面積により算定する部分を合計すること なく、当該部分ごとに算定すること。
 - イ 廊下、階段及び便所は、原則として収容人員を算定するにあたっては、床面積に含めない。
 - ウ 算定人員の計算において、1に満たない人数は、ひとりの人がそこに存在することができないため、 1未満の端数は切り捨てて算定すること。
- (4) 次に掲げるものは、固定式のいす席として扱う。
 - ア ソファー等のいす席
 - イ いす席相互を連結したいす席

- ウ 常時同一場所に置いて固定的に使用し、かつ、移動が容易に行えないいす席
- (5) 長いす式を使用する部分は、長いす席の正面幅を合計することなく、個々の長いすごとに算定すること。

3 用途別収容人員算定要領

省令第1条の3及び前2に掲げる事項以外で留意すべき事項は、次のとおりであること。

- (1) 政令別表第1(1)項に掲げる防火対象物
 - ア 「立見席を設ける部分」とは、いすを置かず、観客が立って観覧する部分をいい、いす席の縦(横) 通路の延長部分、非常口その他の出入口の扉が回転する部分等は含まれないものであること。
 - イ 立見席を設ける部分の床面積を 0.2 ㎡で除する場合は、「客席の部分ごとに」とあるので、立見席 を設ける部分が 2 以上ある場合は、それぞれの部分ごとに除算をし、その商を合算するものであること。
 - ウ 「その他の部分」とは、固定式のいす席又は立見席を設ける部分以外の客席の部分をいい、非固定式 (移動式)のいす席を設ける部分、大入場等を設ける部分等をいうものであること。
- (2) 政令別表第1(2)項ロに掲げる防火対象物(遊技場)

「遊技のための機械器具を使用して遊技を行うことができる者の数」については、次によること。

- ア パチンコは1人、囲碁、将棋、ビリヤード等は2人とする。
- イボーリング場は、レーンに附属する固定いす席の数とする。
- ウ 麻雀は、1台につき4人とする。
- エ カラオケルームは、固定式のいす席を算定して合算する。
- オ ルーレットゲーム等で人数の制限のないものについては、ゲーム台等の寄付き部分の幅を 0.5 mで 除して得た数とする。

また、固定式のいす席等により遊技を行うことができる者の数が明確に限定できるものは、その数と する。

(3) 政令別表第1(4)項に掲げる防火対象物

「主として従業者以外の者の使用に供する部分」とは、物品の販売の用に供する部分や客の利便に供する部分(便所等を除く。)をいい、売場内の商品陳列ケースの部分や通路部分も含むものであるが、事務室、従業者のロッカー室、商品置場等は含まないこと。

- (4) 政令別表第1(5)項に掲げる防火対象物
 - ア ダブルベッド又は2段ベッドの場合の「ベッドの数」は、2と算定するものであること。
 - イ 「主として団体客を宿泊させるもの」とは、その構造及び利用の実態からみて団体客を宿泊させることが過半に及ぶもの及び通常宿泊者1人当たりの床面積がおおむね3㎡程度となるような使用実態になるものをいう。
 - ウ 和室の宿泊室の面積には、押入れ、床の間、便所等は含まず、畳の部分に限定して算定すること。
 - エ 収容人員の算定は、宿泊室ごとに行い、簡易宿所等で、各室が3㎡未満である場合には各室1人として算定すること。
 - オ 一の宿泊室に和室部分と洋室部分が併存するものについては、それぞれの部分について算定された収 容人員を合算する。ただし、スイートルーム等これらの部分が同時に宿泊利用されることのない場合は、

この限りでない。

- カ 「集会、飲食又は休憩の用に供する部分」については、原則として、これらの部分が当該旅館、ホテ ル等の宿泊者以外の者も利用する実態にある場合には、収容人員を算定すること。
- キ 共同住宅における竣工時の1住戸の収容人員の算定は、次によること。ただし、竣工後は、実態に即 して見直しを行うこと。
 - (7) 1K·1DK·1LDK·2DK 2人
 - (付) 2LDK·3DK 3人
 - (ウ) 3 L D K · 4 D K 4 人
 - (I) 4 L D K · 5 D K 5 人
- (5) 政令別表第1(6)項イに掲げる防火対象物
 - ア 「病室」とは、患者を収容する部屋をいい、治療室や手術室は含まないものであること。
 - イ 「病床」とは、収容患者の寝床をいい、その数は、洋式の場合はベッドの数に対応する数とし、和式 の場合は通常の使用状態による収容患者数に対応する数であること。
 - ウ 長いすを置いている廊下の部分については、別に待合室を設けず特に広い廊下としてある場合は、建 基令第119条に規定する廊下の最少幅員以外の部分の床面積をもって「待合室」の例により収容人員 を算定すること。
 - エ 患者や見舞客等が利用する食堂がある場合は、待合室の例により算定すること。
 - オ 産婦人科病院の場合は、未熟児を収容する保育器や乳幼児のベッドも病床の数に含むものであること。
- (6) 政令別表第1(7)項に掲げる防火対象物

階単位に収容人員を算定する場合は、次によること。

- ア 一般教室については、教職員の数と児童、生徒又は学生の数とを合算して算定すること。
- イ 特別教室等については、その室の最大収容人員とすること。
- ウ 一般教室と特別教室等が同一階に存する場合、それぞれの数を合算すること。
- (7) 政令別表第1(9)項に掲げる防火対象物
 - ア 「浴場」とは、浴槽及び洗い場の部分をいい、火焚場やボイラーマンの居室は含まないものとし、い わゆる蒸気浴場及び熱気浴場の場合はその浴室をいう。
 - イ マッサージ室等のサービス室は、休憩の用に供する部分として算定すること。
- (8) 政令別表第1(10)項に掲げる防火対象物
 - 車両の停車場の従業者には、停車場の勤務員のほかに従属的な業務に従事する者(例:食堂・売店の従業者)を含めるものであること。
- (9) 政令別表第 1 (11)項に掲げる防火対象物 祭壇部分は、「礼拝、集会又は休憩の用に供する部分」として取り扱わないこと。
- (10) 政令別表第1(15)項に掲げる防火対象物
 - ア スイミングクラブ、テニスクラブ等については、プール、コート、打席部分、ロビー及びミーティングルームを収容人員の算定の床面積に含むこと。ただし、専用通路、便所、洗面所、シャワー室、ロッカールーム等は、含まないこと。

- イ 駐輪場で、利用者が駐輪のために使用する部分は収容人員の算定の床面積に含まないこと。
- ウ 銀行の待合部分、キャッシュコーナー部分は、収容人員の算定の床面積に含むこと。

第6 政令第8条に規定する区画等の取扱い

政令第8条に規定する区画等の取扱い

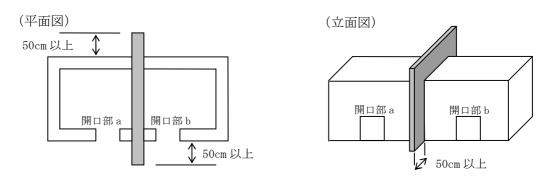
平成28年2月23日

浜消局達第196号

1 政令第8条の区画の構造

消防法施行令(昭和36年政令第37号。以下「政令」という。)第8条の区画(以下「令8区画」という。)の構造については、「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」とされていることから、次の構造を有することが必要であること。

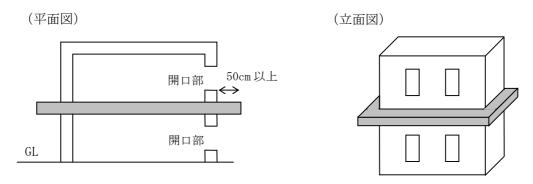
- (1) 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、壁式鉄筋コンクリート造 (壁式プレキャスト鉄筋コンクリート造を含む。)、プレキャストコンクリートカーテンウォール又はこれらと同等に堅牢かつ容易に変更できない耐火構造であること。
- (2) 建築基準法施行令(昭和25年政令第338号。以下「建基令」という。)第107条第1号の通常の火 災時の加熱に2時間以上耐える性能を有すること。
- (3) 令8区画の耐火構造の床又は壁の両端又は上端は、当該防火対象物の外壁面又は屋根面から50センチメートル以上突き出していること。ただし、令8区画を設けた部分の外壁面又は屋根面が、当該令8区画を含む幅3.6メートル以上(両側にそれぞれ1.8メートル以上)にわたる耐火構造であり、かつ、当該耐火構造の部分が次のいずれかを満たす場合には、この限りでない(第1図及び第2図参照)。
 - ア 開口部が設けられていないこと。
 - イ 開口部を設ける場合には防火設備のうち、防火戸が設けられており、かつ、当該開口部相互が令8区画 を介して90センチメートル以上離れていること。
 - (ア) 突出しを設けた場合



→ 令8区画[2時間以上の耐火性能](第2図において同じ。)

区画を介して設けられている開口部 a 及び開口部 b に防火上の規制なし。

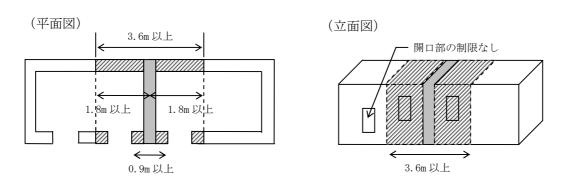
第1図



区画を介して設けられている開口部に防火上の規制なし。

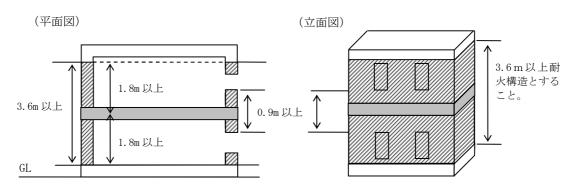
第1-2図

(イ) 突出しを設けない場合



建築基準法により要求される耐火性能時間以上の耐火性能

区画を介し、0.9m以上離し、かつ、3.6m(両側にそれぞれ 1.8m以上)範囲内は防火戸 第2図



令8 区画を介し、0.9m 以上離し、かつ、3.6m(両側にそれぞれ 1.8m 以上)範囲内は防火戸 第 2-2 図

2 令8区画を貫通する配管等について

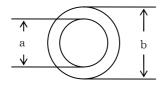
令8区画を配管が貫通することは、原則として認められないものであること。ただし、必要不可欠な配管で

あって、当該区画を貫通する配管及び貫通部(以下「配管等」という。)について、開口部のない耐火構造の 床又は壁による区画と同等とみなすことができる場合にあっては、当該区画の貫通が認められるものであるこ と。この場合の「開口部のない耐火構造の床又は壁による区画」と同等とみなすことができるものとは、次に 掲げる事項及び別表に適合しているもの又は消防用設備等性能評価委員会において性能評定されたものであ ること。

- (1) 配管の用途は、原則として給排水管(付属する通気管を含む。)であること。
- (2) 一の配管は、呼び径200ミリメートル以下のものであること。
- (3) 配管を貫通させるために令8区画に設ける穴が直径300ミリメートル以下となる工法であること。 なお、当該貫通部の形状が矩形となるものにあっては、直径300ミリメートルの円に相当する面積以下 であること。
- (4) 配管を貫通させるために令8区画に設ける複数の穴相互の離隔距離は、当該貫通するために設ける穴の 直径の大なる方の距離(当該直径が200ミリメートル以下の場合にあっては200ミリメートル)以上で あること。
- (5) 配管等は、一体で、建基令第107条第1号の通常の火災時の加熱に2時間以上耐える性能を有するものであること。
- (6) 貫通部は、モルタル等の不燃材料で完全に埋め戻す等十分な気密性を有するように施工すること。
- (7) 熱伝導により、配管の表面に可燃物が接触した場合に発火するおそれのある場合には、当該可燃物が配管の表面に接触しないような措置を講じること。

【令8区画の貫通部の施工例】

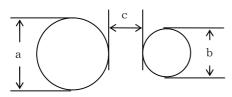




a:配管呼び径 200mm 以下

b: 穴の直径 300mm 以下

○穴相互の離隔距離



a: 穴の直径 300mm 以下

b:穴の直径 300mm 以下

c : 穴相互の離隔距離

cは次の条件を満たすこと。

• c≧Max a or b

• c ≥200mm

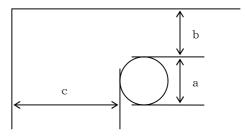
○令8区画に設ける貫通のための穴

直径 300mm 以下

矩形 //////

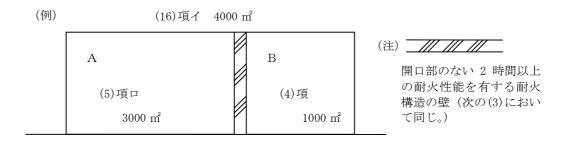
直径 300mm の円に相 当する面積以下

○令8区画の端部と穴の離隔距離



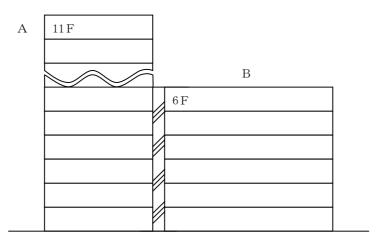
b及び c は、a の直径 (a が 200mm より小の 場合は 200mm とする。)以上とすることが望ましい。

- 3 政令第8条の規定を適用した建築物における消防用設備等の設置の考え方
 - (1) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その用途に応じて、消防用設備等を設置すること。
 - (2) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その床面積に応じて、消防用設備等を設置すること。

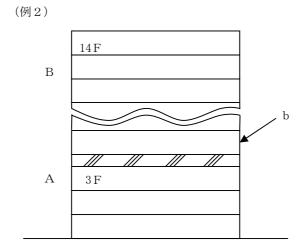


- A 延べ面積3,000平方メートルの(5)項ロの防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B 延べ面積1,000平方メートルの(4)項の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- (3) 開口部のない耐火構造の壁又は床で区画された部分ごとに、その階又は階数に応じて、消防用設備等を設置すること。ただし、床で上下に水平区画されたものの上の部分の階又は階数の算定にあたっては、下の部分の階数を算入すること。

(例1)



- A 階数11の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B 階数6の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。



- A 階数3の防火対象物として該当する消防用設備等を設置する。
- B 階数 14 の防火対象物として、また、b 部分は 4 階として該当する消防用設備等を設置する。

別表 配管が令8区画を貫通している場合の政令第8条の適用

1 鋼管等を使用する範囲

令8区画及び特定共同住宅等の位置、構造及び設備を定める件(平成17年消防庁告示第2号)に規定する 特定共同住宅等の住戸等の床又は壁の区画(以下「共住区画」という。)を貫通する配管等にあっては、貫通 部及びその両側1m以上の範囲は鋼管等とすること。

なお、次の(1)及び(2)に適合する場合は、貫通部から1m以内となる部分の配水管に衛生機器を接続して差し支えないこと。

- (1) 衛生機器の材質は、不燃材料であること。
- (2) 排水管と衛生機器の接続部に、塩化ビニール製の排水ソケット、ゴムパッキン等が用いられている場合には、これらは不燃材料の衛生機器と床材で覆われていること。

2 鋼管等の種類

令8区画及び共住区画を貫通する鋼管等は、次に掲げるものとすること。

- (1) JIS G 3442 (水配管用亜鉛めっき鋼管)
- (2) JIS G 3448 (一般配管用ステンレス鋼管)
- (3) JIS G 3452 (配管用炭素鋼管)
- (4) JIS G 3454 (圧力配管用炭素鋼鋼管)
- (5) JIS G 3459 (配管用ステンレス鋼管)
- (6) JIS G 5525 (排水用鋳鉄管)
- (7) 日本水道協会規格(以下「JWWA」という。) K 116(水道用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (8) JWWA K 132 (水道用ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (9) JWWA K 140 (水道用耐熱性硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (10) 日本水道鋼管協会規格(以下「WSP」という。) 011 (フランジ付硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (11) WSP 032 (排水用ノンタールエポキシ塗装鋼管)
- (12) WSP 039 (フランジ付ポリエチレン粉体ライニング鋼管)
- (13) WSP 042 (排水用硬質塩化ビニルライニング鋼管)
- (14) WSP 054 (フランジ付耐熱性樹脂ライニング鋼管)

3 貫通部の処理

(1) セメントモルタルによる方法

ア 日本建築学会建築工事標準仕様書 (JASS) 15「左官工事」によるセメントと砂を容積で1対3の割合で 十分から練りし、これに最小限の水を加え、十分混練りすること。

イ 貫通部の裏側の面から板等を用いて仮押さえし、セメントモルタルを他方の面と面一になるまで十分密 に充填すること。

ウ セメントモルタル硬化後は、仮押さえに用いた板等を取り除くこと。

(2) ロックウールによる方法

ア JIS A 9504(人造鉱物繊維保温材)に規定するロックウール保温材(充填密度 $150 \, \mathrm{kg/m}$ 以上のものに限る。) 又はロックウール繊維(充填密度 $150 \, \mathrm{kg/m}$ 以上のものに限る。) を利用した乾式吹き付

けロックウール又は湿式吹き付けロックウールで隙間を充填すること。

イ ロックウール充填後、25mm以上のケイ酸カルシウム板又は0.5mm以上の鋼板を床又は壁と50mm以上重なるように貫通部に蓋をし、アンカーボルト、コンクリート釘等で固定すること。

4 可燃物への着火防止措置

配管等の表面から150mmの範囲に可燃物が存する場合には、次の(1)又は(2)の措置を講じること。

(1) 可燃物への接触防止措置

アに掲げる被覆材をイに定める方法により被覆すること。

ア 被覆材

ロックウール保温材(充填密度 150 kg/m以上のものに限る。)又はこれと同等以上の耐熱性を有する材料で造った厚さ 25 mm以上の保温筒、保温帯等とすること。

イ 被覆方法

(ア) 床を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の床の上面から上方60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、床の上面から上方30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(イ) 壁を貫通する場合

鋼管等の呼び径	被覆の方法
100以下	貫通部の壁の両面から左右30cmの範囲に一重に被覆する。
100を超え200以下	貫通部の壁の両面から左右60cmの範囲に一重に被覆し、さらに、壁の両面から左右30cmの範囲には、もう一重被覆する。

(2) 給排水管の着火防止措置

次のア又はイに該当すること。

ア 当該給排水管の内部が、常に充水されているものであること。

イ 可燃物が直接接触しないこと。また、配管等の表面から150mmの範囲内に存在する可燃物にあっては、構造上必要最小限のものであり、給排水管からの熱伝導により容易に着火しないもの(木軸、合板等)であること。

5 配管等の保温

配管等を保温する場合にあっては、次の(1)又は(2)によること。

- (1) 保温材として前4(1)アに掲げる材料を用いること。
- (2) 給排水管にあっては、JIS A 9504 (人造鉱物繊維保温材) に規定するグラスウール保温材又はこれと同等以上の耐熱性及び不燃性を有する保温材を用いても差し支えないこと。この場合において、前3及び4の規定について、特に留意されたいこと。

6 配管等の接続

配管等を貫通部から1m以内の範囲において接続する場合には、次に定めるところに よること。

(1) 配管は、令8区画及び共住区画を貫通している部分において接続しないこと。

(2) 配管の接続は、次に掲げる方法又はこれと同等以上の性能を有する方法により接続すること。 なお、イに掲げる方法は、立管又は横枝管の接続に限り、用いることができること。

ア メカニカル接続

- (ア) ゴム輪(ロックパッキン、クッションパッキン等を含む。以下同じ。)を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (4) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (ウ) 予め射し口にはめ込んだゴム輪を受け口と差し口との間にねじれがないように挿入すること。
- (エ) 押し輪又はフランジで押さえること。
- (オ) ボルト及びナットで周囲を均等に締め付け、ゴム輪を挿入管に密着させること。

イ 差込み式ゴムリング接続

- (ア) 受け口管の受け口の内面にシール剤を塗布すること。
- (イ) ゴムリングを所定の位置に差し込むこと。

ここで用いるゴムリングは、EPDM (エチレンプロピレンゴム) 又はこれと同等の硬さ、引っ張り強さ、耐熱性、耐老化性及び圧縮永久ひずみを有するゴムで造られたものとすること。

- (ウ) ゴムリングの内面にシール剤を塗布すること。
- (エ) 挿入管の差し口にシール剤を途布すること。
- (オ) 受け口の最奥部に突き当たるまで差し込むこと。

ウ 袋ナット接続

- (ア) 袋ナットを挿入管差し口にはめ込むこと。
- (イ) ゴム輪を挿入管の差し口にはめ込むこと。
- (ウ) 挿入管の差し口端部を受け口の最奥部に突き当たるまで挿入すること。
- (エ) 袋ナットを受け口にねじ込むこと。

エ ねじ込み式接続

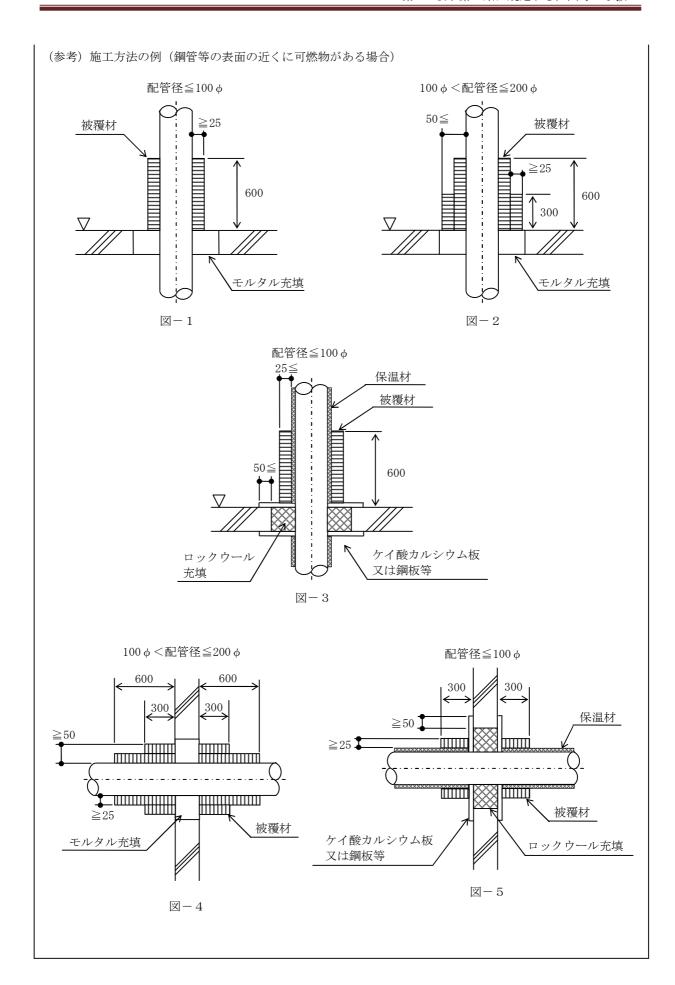
- (ア) 挿入管の差し口端外面に管用テーパおネジを切ること。
- (イ) 接合剤をネジ部に塗布すること。
- (ウ) 継手を挿入管にねじ込むこと。

オ フランジ接続

- (ア) 配管の芯出しを行い、ガスケットを挿入すること。
- (4) 仮締めを行い、ガスケットが中央の位置に納まっていることを確認すること。
- (ウ) 上下、次に左右の順で、対称位置のボルトを数回に分けて少しずつ締めつけ、ガスケットに均一な 圧力がかかるように締め付けること。
- (3) 耐火二層管と耐火二層管以外の管との接続部には、耐火二層管の施工方法により必要とされる目地工法を行うこと。

7 支持

鋼管等の接続部の近傍を支持するほか、必要に応じて支持すること。



第7 着工届等に添付する図書等

1 着工届

(1) 届出日等

法第17条の14の規定に基づく消防用設備等の工事着手の届出(以下この項において「着工届」という。)は、消防用設備等を新設、増設又は移設する場合にあっては、消防用設備等ごとに次の(2)に定める基準日の、変更する場合にあっては、変更工事を行おうとする日の、それぞれ10日前までに行うものとされていること。この場合、届出時に消防用設備等の詳細な計画が確定していない場合は、その時点における一応の添付図書を提出させ、計画が決定した段階で差し替え等を行うことは差し支えないものである。

(2) 基準日

- ア 消火設備 各設備の配管(各種ヘッド、ノズル等を直接取り付ける配管を除く。)の接続工事又は加 圧送水装置等の設置工事を行おうとする日
- イ 警報設備 警報設備の受信機の設置工事を行おうとする日。ただし、受信機の設置工事を伴わない場合は、感知器又は検知器の設置を行おうとする日とする。
- ウ 避難器具 避難器具の取付金具の設置に係る工事を行おうとする日
- エ 必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等
 - (ア) パッケージ型消火設備 パッケージ型消火設備の格納箱の取り付け工事を行おうとする日
 - (イ) パッケージ型自動消火設備 パッケージ型自動消火設備の放出導管 (放出口を直接取り付ける放 出導管を除く。) の接続工事を行おうとする日

(3) 届出の単位

届出は、防火対象物又は製造所、貯蔵所若しくは取扱所(以下この項において「製造所等」という。) を設置する事業所ごとに行って差し支えないものであること。

(4) 添付図書

- ア 防火対象物又は製造所等の概要表は、別記様式第1による。
- イ 案内図は、防火対象物又は製造所等の所在地附近の略図とする。この場合、敷地が大きい場合は、敷 地内の建物の配置図を添付すること。
- ウ 消防用設備等ごとの添付図書及び記載要領等については、別表による。ただし、工事の内容が部分的 なものである場合は、その一部を省略して差し支えない。

(5) 留意事項

- ア 着工届に添付する図書については、届出者に過度の負担となるような図書の添付を要求しないこと。
- イ 消防同意の際に消防用設備等又は特殊消防用設備等の設計に関する図書が提出されているなど、すで に消防機関において保有している図書がそのまま活用できる場合にあっては、当該図書をもって、着工 届の添付図書に代えることとして差し支えない。
- ウ 製造所等に設置される消防用設備等に係る着工届については、製造所等の設置又は変更の許可申請 において、すでに前(4)に掲げる添付図書と同一の図書が提出されている場合には、当該添付図書を着 工届に添付しないこととして差し支えない。
- エ 消防用設備等の着工届出制度は、実際に設置される消防用設備等を消防機関において正確に把握し、

設置に関する十分な指導を行うことにより、消防用設備等の適切な設置を図ることを目的とするものであることから、前ア及びイの運用に当たっては、実際に設置される消防用設備等の正確な把握にかけることのないよう、図書の内容等に留意すること。

2 設置届

法第17条の302の規定に基づく消防用設備等の設置の届出は、防火対象物の棟を原則とする。 なお、前10着工届に添付された図書と同一である場合は、これを省略して差し支えない。

別表

別衣	設備の種類	添付図書	記載要領等
		1 概要表	別記様式2、別記様式3又は別記様式4による。
	屋内消火栓設備スプリンクラー設備	2 平面図	消火設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの 用途等を明記したもの及び消火設備の機器等の配 置、配管状況等を明記したもの
消火設備	水噴霧消火設備 泡消火設備 不活性ガス消火設備 ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備 屋外消火栓設備	3 断面図4 配管系統図5 配線系統図及び展開図6 計算書	消火設備の設置に係る階の断面を明記したもの 消火設備の構成、配管の経路、口径等を系統的に 明記したもの 配線の種類等、電源系統及び配線系統並びに作動 順序を示す接続関係を明記したもの 次に掲げる事項を明記したもの なお、算出に用いる各種係数の根拠を明記すること。 ア 所要の水量又は消火薬剤量等の算出方法 イ 加圧送水装置、加圧ガス容器等の容量の算出方法 ・ 配管、継手、弁類等の摩擦損失の計算を含む所 要揚程等の算出方法 エ 電動機等の所要容量の算出方法 オ 非常電源の容量の算出方法
		7 使用機器図	加圧送水装置、ノズル、弁、警報装置等に使用されている機器(検定品を除く。)及び非常電源に係る機器の詳細を明記したもの
		1 概要表	別記様式5、別記様式6又は別記様式7による。
警報	自動火災報知設備ガス漏れ火災警報器	2 平面図	警報設備の設置に係る階の防火区画、各室ごとの 用途等を明記したもの及び警報設備の機器等の配 置、配線状況等を明記したもの
設備	消防機関へ通報する火災報知設備	3 断面図	警報設備の設置に係る階の断面を明記したもの
, pii		4 配線図	電線管の口径、配線本数、電線路の立ち上がり、 警戒区域等を明記したもの
		1 概要表	別記様式8による。
	金属製避難はしご(固定式のものに限る。)	2 附近見取図	避難器具を設置する場所付近に避難器具の使用又 は設置に障害となるおそれがあるかどうか判断でき るもの
避難	救助袋 緩降機	3 平面図	避難器具の設置に係る階の防火区画、階段及び各 室ごとの用途等を明記したもの
設		4 立面図	避難器具の設置に係る部分の立面を明記したもの
備		5 避難器具の設 計図等	避難器具を取り付ける開口部の詳細、避難器具の 取付金具及び取り付ける部分の詳細を明記したもの
		6 計算書	避難器具の取付金具及び取り付ける部分の強度の 算出方法を明記したもの

総合操	作盤	7 概	要表	総合操作盤を設置する場合は、別記様式9による。
		1 概	要表	別記様式10による。
	パッケージ型消火設備	2 平	面図	パッケージ型消火設備の設置に係る階の防火区 画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型消火設備の機器等の配置状況等を明記した もの
必要と		3 断	面図	パッケージ型消火設備の設置に係る階の断面を明 記したもの
される防-		4 配 び展開	線系統図及 開図	配線の種類等及び電源系統の接続関係を明記したもの
火安全性的		5 使月	用機器図	ノズル、弁等に使用されている機器の詳細を明記 したもの
胚を右		1 概	要表	別記様式11による。
必要とされる防火安全性能を有する消防の用	パッケージ型自動消火設 備	2 平	面図	パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の防火 区画、各室ごとの用途等を明記したもの及びパッケージ型自動消火設備の機器等の配置、放出導管、 同時放射区域の状況等を明記したもの
州に供する設備等		3 断	面図	パッケージ型自動消火設備の設置に係る階の断面 を明記したもの
設備等		4 放b 図	出導管系統	パッケージ型自動消火設備の構成、放出導管の経 路、口径等を系統的に明記したもの
		5 配約	線系統図	パッケージ型自動消火設備の構成、配管の経路、 口径等を系統的に明記したもの
		6 使月	用機器図	感知部、放出口等に使用されている機器及び非常 電源に係る機器の詳細を明記したもの

防火対象物 製造所等 概要表

				建	築	物	の	概		要					
名	Ŧ					所 在	地								
用	ì	金			階数	(階層)	地上	階	地下	階	塔屋		階		
主	要 構	造部	耐火構造	告・準耐火構	造・そ	の他()		延べ	面積				m^2
階	別	床	面 積 (m²)	用途又は	室名	構	造	内		士 上		特	記	事	項
									71						
	I														
そ															
の															
他															

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 消防用設備等の設置に係る階について、各階ごとに記入すること。

屋内消火栓設備・屋外消火栓設備 水噴霧消火設備・泡消火設備

水	源	専用・	兼用	種	別	地	下ピッ	٠,	床置	き・	その他	也 () [有効	水量(当該	設備用)		m^3
			48	ンプ	、電動	፠	専用	・兼	用	口1	圣	×	吐出	出量	×	全	揚程	×	出	力	
加圧	ポン	プ方式	7	<i>/</i>	、电频	卯饭	電圧		V		φ	×	L,	/min	×		1	m×		kw	
送水装置	ユニ	・ット型	! 呼	水	装	置	有	• 	Ψ́.	有効	容量		Ι	_ 洞		報の表	示場	所			
装置			起	動用原	王力ク	タンク	7	有・	無	容	量		Ι	7 7	ペンフ	?設置:	場所				
	高架	水槽方:	式有	効落	差	n	n E	E力水	く槽力	式	加圧	圧力				MPa	а	内容積			m^3
屋内	內消火村	全 1 5	<u>-1</u> .	,	個	2号		個	易	操作	生1号	<u>.</u>				個合		計			個
屋夕	1消火村	全		個	ホー	-ス	長さ			m			本	表示	於灯		Ę	専用	• ;	兼用	
噴霧	募ヘッ	ド標準	基放射	量			L/mi	.n •	· A	票準放	射圧	力			MPa	· 1	放射	角度		0	
治力	女出口	フォー	-ムへ	ッド				個	• 5	フォー	ムウ	オーク	ターフ	パプ !	リンク	ラー	ヘッ	ド			個
130	хщн	高発泡	1月泡	放出	П			個	· }	包ノズ	シル	個	• .	その	他 ()			個
泡消	肖火設備	前の方式	り	定式) ブ	è域·	・局所	• •	移	動式	高	発泡	・低き	発泡		斉開放	弁			A	個
泡剂	肖火	重別 7	たん白	泡・	合成	界面	活性	剤・フ	水成	膜泡	貯蔵	量			Ι	. 希釈	で マラマ ママラ ママラ ママラ ママラ ママ マッショ マッチ マイス	≹濃度			%
薬	剤	昆合方式	t 差	王混	合方	式。	管 管	各混合	方式	t •	圧入	混合力	方式	• 7	ポンフ	プ混合力	方式	・その	の他	()
放出	水(・射)	区域数		1	大力	汝水	(出・;	射)面	槓		m^2	放水	(出・	射)	量	L/m	in	放出体	積		m^3
区	域		区域	最	小力	汝水	(出・;	射)面	槓		m^2	放水	(出・	射)	量	L/m	in	放出体	積		m^3
起重	力装置	ポンプ	起動方	式	自火	報発	信機	・専用	スノ	イッチ	· 起!	動用才	k 圧 開	閉装	支置・	流水植	食知場	装置・2	その	他	
起事	7. 不巨	起動原	知方	式.	スプ	リン	クラー	-^»	ノド	•	感知	器	・そ	の他	拉 ()	1	手動式開	昇放弁
自!	動警	報装員	置流	水検	知装	置	1	4		個	•	圧力	力検知	装置	重		個	د .	その	他	
配	立上な	ぶり管口	7径		Α	材質	質]	専用	·兼	用(設備)
管	止水笋	产					:	逆止き	户						そ(の他()
ブー					F	径	×		吐出	量	×	3	全揚科	呈	×	出	力			補助水	槽
-スポタン		/プ、1	電動標	幾			$\phi \times$			L/m	in×			m	$_{ m l} imes$		k	W			m^3
17							$\phi \times$			L/m	in×			m	$_{ m l} \times$		k	W			m^3
	常用電		単相	•	三相		AC	V		電灯	回路	•	動力	力回記	路						
電	113 / 13 /	D	C			V		A	Н	充電	方式	1	リク	ル	•	浮動	使	用別		専用・	共用
		[自家発	電設信	備追	単相	•	三	相.	AC	• DC		V			kVA	使	用別		専用・	共用
源	非常問	電源	蒈電池	設包	備D	С	V		AH	充電	方式	1	リク	ル	•	浮動	使	用別		専用・	共用
		ŧ	非常電	源専	用受	電設	備	単	相	•	三相	AC		V	•						
配	常用	電源	回路	露	出ケ	ーブ	`ル・'	電線管	音露 は	出・電	線管	埋設	・その	つ他	()
		電源)
線		報 巨他の								電線管 電線管					· その	つ他 ()
2																					
そのか																					
他																					

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

スプリンクラー設備の概要表

水	源	専用・兼	東用	地下ピッ	·	床置	き・そ	の他()	有効	水量(当該	核設備	i用)		m^3
	10.		* >	プ、電動機	車	ア用・	兼用	口径	; >	< μ	土出	量	X	全揚	程	×	出力	
加圧	ホン	/プ方式	11.7	7、电期份	電	Ξ	V		φ>	<	L	/min	×		n	$_1 \times$	kw	
送水	ユニ	ニット型	呼	水装置	: 1	•	無	有効容	量		L	減水警	警報の表	長示	場所			
圧送水装置) I ±	起重	カ用圧力タン	ノク	有	· 無	容	量		L	ポンフ	プ設置	揚所	:			
旦	高架	水槽方式	て 有交	协落差	m	圧	力水槽	方式	加圧	王力			MI	Pa	内容	積		m^3
		閉鎖	型(高	感度)(温	度		$^{\circ}$ C	個)・	(温度	F	$^{\circ}$	2	個)			•	減	圧 弁
ラ	プリン	´ク 閉鎖 ・ド 小	型(標区)	町 型(温	度		$^{\circ}_{\circ}$	個) • 個) •	(温度	Ę F	$^{\circ}$ C	2	個) 個)					
等		側	壁 女型へ	型(温・ッド	度		\sim	個)・ 補助散ス		Ę	℃ 個		個)				有	• 無
設	備の	方式湿	起式・草	と式・予作!	動式	自	動警報	装置	流水	倹知装	置	Α	但	<u> </u>	· /	E力検	知装置	個
*	ンプ起	動方式	起動用	水圧開閉	装置	流z	水検知	装置・そ	の他	. ()	边	送水口	(双口	型	個)
起	動感失	カ式 ス	スプリ	ンクラーへ	ッド	• 感	知器•	その他	()	手	動式	開放弁	2				
1	斉 開	放弁		A		個	電 動	弁 等				Α	個	1				
配	管	立上が	り管口	径		Α	材質						専用	・兼	用 (Ī	没備)
管	弁 類	1 止水弁					逆』	上弁					その	の他	()
放	水型~	ヘッド [固定式	(個) •	可動	式(個)	一斉	開力	文弁			A	1	固	
加			# 7	プ、電動機	車	ア用・	兼用	口径	; >	< п	土出	量	X 2	全揚	程	×	出力	
圧送水装置	放水型用が	型ヘットポンプ	×	ノ、 电 期協	電	Ξ	V		φ>	<	L	/min	×		n	$_1 \times$	kw	
水	一二 二	、ツト哲	世呼	水装置	:	į ·	無	有効容	量		L	減水警	警報の表	長示	場所			
置			起重	別用圧力タン	ノク	有	· 無	容	量		L	ポンフ	プ設置	揚所	:			
起	動感	知方言	じ 感知	器・走査	型の原	蒸知 岩	器・その	か他 ()								
配	管	立上が	り管口	径		Α	材質						専用	・兼	用(Ī	没備)
管	弁 類	1 止水弁					逆山	上弁					その	り他	()
ブー				口径		×	吐出	量	×	全担	易程	· ×	: Н	力			補助水	槽
		ンプ、電	直動機		φ	×		L/min	×			$_{ m m} \times$		kv	I			m^3
ター	プ				φ	×		L/min	×			$_{ m m} \times$		kv	I			m^3
補					φ	×		L/min	×			$_{ m m} \times$		kv	I			
助加	装 ポ	ンプ、電	直動機		φ	×		L/min	×			$_{ m m} \times$		kv	I			
圧					φ	×		L/min	×			$_{ m m} \times$		kv	<i>I</i>			
垂	常用	電 源	相 •	三相	AC	V	r	電灯回	路	· 動	力回	回路						
电	113 713	DC		V			AH	充電方:	式	トリク	ルル	•	浮動	Ć	吏用別	J	専用・	共用
				設備単相	•		三相	AC • DO		V			kVA	佢	吏用別	J	専用・	共用
源	非常	電源蓋			7			充電方:		トリク	ルル	•	浮動	佢	吏用別	J	専用・	共用
	Mr. T	-		専用受電				三相				V						
配			1	閣出ケーブ								. ()
		電 源 巴 報 回		耐火電線、 耐熱電線、)
線				V電線、露								、その)他() '
そ		<u> </u>																
の他																		
143																		

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

不活性ガス消火設備・ハロゲン化物消火設備 粉末消火設備

放出方式		全域放出	方式 ・)	 一	方式 ·	移.	動式	制御盤設置	置位置		
貯蔵容器等	蓄圧	(高圧式	 低圧 	さ・その)他())	· 加圧			
起動方式	手動1	電気式・	手動ガン	ス式・自	動式						
音響警報	音声	・サイ	レン・〒	音声+サイ	'レン	•]	ブザー ・ そ	で他()
放出表示灯	設置個	数	箇所	回転灯等	設置	個数	汝 箇	所 赤色表	長 示 灯	専用	兼用
	種	別				į	设置場所				
消火剤	容器別	数量	k	g ×容器	B本数		本	:			
			k	g ×容器	昂本数		本	= 総数	量		kg
加圧用ガス	窒素ガ	ス・二	酸化炭素	数量			m³·L·	kg 容器本数	数		本
#1 <i>/</i> -/-	管			1							
配管	弁 類	選択弁	· 放b	出弁 ・	減圧弁	:	• 閉止弁	その他	()
放出区域	区域数	j	最大 放出	出面積	n	n^2	放出率	kg/s	放出体	積	m^3
双山区域		区域	最小 放出	出面積	n	n^2	放出率	kg/s	放出体	積	m ³
移動式消	火設備の	の数						箇所			
電常用電	単相	•	三相	AC	V		電灯回路	• 動力	回路		
	DC	V		AH	充	電	方式トリ	クル・浮動	使 用 別	専用	・共用
源非常電	自家	発電設備	単相	• =	.相 A	С •	DC V	kVA 1	使 用 別	専用	・共用
你们和电	蓄電	池設備	DC	V .	AH 充	電	方式トリ	クル・浮動	使 用 別	専用	・共用
配 常用電源 非常電源	阿路 露 阿路 露	は出ケーフ t水電線・	ル・電線電線管	管露出・	電線管均等理報	里設 • <i>ネ</i>	・その他 ()
警 報 [大电線・ 熱電線・	電線管露	出・電線出・電線	管埋設	• そ	での他(は線管埋設・	スの14 (Ś
線をの他の放出区域		1	<u>ーーーー</u> 体 積			換		T	로 沙치 기기	刘旦	ヘッド数
加山区域	名 	面 積 m²	作 惧 m ³)・無	有		-	_		イツド数個
2		m^2	$\frac{m^3}{m^3}$,,,,,,) • 無	有				kg kg	個
3		$\frac{m^2}{m^2}$	$\frac{m}{m^3}$) ・無	有				kg	
4		$\frac{m^2}{m^2}$	$\frac{m}{m^3}$) ・無		(停)・無			kg	
5		$\frac{m^2}{m^2}$	$\frac{m}{m^3}$) ・無		(停)・無	機械・自然		kg	個
6		m^2	m^3) • 無	有				kg	個
7		m^2	$\frac{m}{m^3}$) ・無	有				kg	個
そ				13 (133)	, ,	1,7	(17 /)	102.03	<u> </u>	0	
0											
他											

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

自動火災報知設備の概要表

(その1)

						機				種						書	皆積	自動	遠	隔	種別	個数
							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名				•	'		
感							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名				·	•		
							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名				·			
							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名							
							式			型	į ()							
知	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名							
							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名							
							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名							
							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名							
器							式			型	į ()							
	型	式	番	号	感	第		号		製	ì	告	会	社	名			1				
							式			型	į ()							
	型	式	_		感			号		製		告		社								
発	信	機	-	量内 量外			型型	級		_	型式型式	_			두 두		製造会製造会					
表	示	灯	归	全 グト	空		型	<u>級</u> V			至 八 固	留万	・ 発	7	7,	J	 没担コ	八八石				
		<i>/</i> -4		種			別		口	線		電	Ì	源		供	ŕ	给	方	式	設置	台数
	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H) ·受	言機・そ	か他 ()		
中	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H)・受	言機・そ	の他 ()		
	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H)・受	言機・そ	の他 ()		
	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H)・受	言機・そ	の他 ()		
継	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H)・受	言機・そ	の他 ()		
邢企	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H) ·受	言機・そ	か他 ()		
	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H) ·受	言機・そ	の他 ()		
	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H)・受	言機・そ	の他 ()		
器	自動	h·遠隔	・ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H)・受	言機・そ	の他 ()		
TIP	自動	h·遠隔	郭・ ア	ナログ	・その他	(型式番号	中第	号)				専	用 (=	予備電流	原 V	A	H) ·受	言機・そ	の他 ()		
	製			造		会	社	名														

(その2)

亚	蓄積式・二	二信号	式・アナログ	`式・自	動試験	幾能付き	き・遠隔	試験機	能付る	き・その値	也 ()	
受	P·GP型	級	/ 回線 F	R・GR型	自火	報点数	点	その	他 () 片	蒸数	点	予備点数	点
信	予備電源	(DC	V AH)	Ī	设置 場	易所				階				室
機	型式番号	受第	号	É	製造会	社名								
丰	示器—		/]	可線	台	自火報点	数	点	その他点	数	点	予備点数	点
10	小伯		/]	可線	台	自火報点	数	点	その他点	数	点	予備点数	点
電	常用電	主 源	単相・三相	AC	V	非常電	11源専用	受電設	備回路	各・電灯回	回路・	動力回]路	
₩.	m /n =	1 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7 7	DC V	7	AH 克	電方式	こ(トリ	クル・	浮動)) 使用	別(『	専用・	共用 ())
炬	非常電	主 源	非常電源専	用受電	設備	単相・ヨ	三相 AC	,	V					
源	が用	11 // 15	蓄電池設備	DC '	V AH	充電方:	式 (トリ	クル・	浮動)	使用別	(専用	・共月	用 ())	
	主音響	壮 署	ベル・	サイレ	ン・電子	ブザー	• 音声	合成・	その他	ř ()
音	一 日 音 :		鐘径	mm 🧷	定格DC		V	mA		個				
	(FJMC41)(V1のも	りは除く)	型式番号(号)	製造会	社名							
響			型式番号(号) 詞	忍定番号	를 (号)	1112	製造会社	土名			
	地区音響	装置	ベル・サイ	'レン	・電子フ	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	スピー	カー・	その	他()
装			鐘径	mm 7	定格DC		V	mA		個	dB			
			型式番号(号)	DC	V	集	退造	会社名				
置	音声切替	装置	常用電源	単相	AC	V	非常電源	原専用多	全電設	備回路・	電灯回	回路		
			非常電源	蓄電剂	也設備	DC	V	AH	充電	方式(ト	リクハ	レ・浮!	動)	
配	常用電源	回路	ケーブル露	出・電	線管露出	出・電総	泉管埋設	・その	他()
HL	非常電源	回路	耐火電	線・電	線管露出	出・電線	泉管埋設	・その	他()
線	警 報 回	回 路	耐熱電	線・電	線管露出	出・電線	泉管埋設	・その	他()
形	その他	回路	IV電線・ケ	ーブル	露出・電	電線管調	露出・電	線管埋	設・そ	その他()
関	連 設	備	消火設備(/#: +L	ンナーロ /井	7 0 1	h /)・火	災通報装	置・診	秀導灯/		`
			非常警報設電 源 □	<u>畑・双</u> L 事	.达改佣	• そのn	<u>ır</u> ()
				L 事										
工	事 者 🛭	☑ 分		 L 事										
	7 1 -	_ /,		 L 事										
			機器の取付											
そ					1									
の														
他														

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 - 3 感知器記入欄の()内は、その機能又は性能を記入すること。
 - 4 関連設備の消火設備()内は、その設備等の種類を記入すること。

消防機関へ通報する火災報知設備の概要表

	品 名 ・	型	٦			型式看	番号			
火	製 造 会	社 4	7							
***	設 置	場	f				階			室
災			電電	舌 機 付	(1)	(:	2)	(3)	
通	遠隔起動	 	(台)	(4)	(5)	(6)	
		表 直	電 話	機なし	(1)	(:	2)	(3)	
報		月	ī (台)	(4)	(5)	(6)	
装	選択信号送	出方云	t DPJ	方式(10PPS	、20PPS)	• PB	方式			
衣	自動火災報知	設備連重	th		有	•		無		
置	常用	電	₹ AC			V				
	予備	電	DC DC			V			AH	
M型発信機	設 置	場	f							基
	電源	I Ę								
工事者区分	配線	工 특								
工事有区分	機器の取	付工								
	工事担当者(智		氏名				資格			
そ										
そ の										
Ø										

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。
 - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

ガス漏れ火災警報設備の概要表

検	検知対	対象ガス	空気より	軽い都市	ラガス	空気	より重	い都市	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	2 0	り他	\mathcal{O}	もの
検知器	個	数			個				個				個
中継器		回線	個 電源		法 供給方 の方法		予備電流	源	V	АН			
受	区 分			型	回緩	息 数				/			回線
信	附属装置				附属	回路							
機	予備電源		V	AH	設置	場所			階	i			
_	常用	電源	単相	• 三相	AG	C	V		電灯回]路 •	動力	回路	
電	ш /п	电 你	DC V	AH	充電力	方法	トリク	ル・浮	動	吏用別	専用	•	共用
			蓄電池設備		充電力	方法	トリク	ル・浮	動	吏用別	専用	•	共用
源	非 常	電 源	DC V	АН	インバー	ター出力					VA		
			自家発電記	没備 単	単相・	三相		AC	V	kVA	1		
	音 声 警	報 装 置	増幅	器出	力	スピ	ーカー	個数	非常	用放	送 設	備と	兼用
警			定格		W			個		有	•	無	
報	ガス漏	れ表示灯		器附	属の) f	0)	そ	の	他	の	£	の
装							個						個
置	検 知 区 垣	成 警 報 装 置		器附	属の) &	の	そ	の	他	の	b	の
							個						個
配	常用電非常電		1)	
		,)	
線	警報装 の他									. or like ()	
_	その他	の回路	ⅡⅥ电脉・□	各山グーン	/ /レ・ 电	1787年路	<u> </u>	冰官生	政・で	. 771世()	
工事者区分	電源及	び配線					機器	取付					
区 分													
製	受信機製造	会社					型式番	号					
製造者名	中継器製造	会社					型式番	号					
名	検知器製造	会社											
そ													
の													
他													

備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。

2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○印で囲むこと。

避難器具の概要表

				防	火	. 5	対	象	物	J	の	概	要						
名	称							所	在	地									
用	途							階数	(階	層)	地上		階	地下	階	塔屋		階	
主要	構造部	耐火構造	•	準耐火構?	造•	その	他	()		亙	£べ面積					m^2
	·			避	莫	誰	器		具	Ø	7	概	要						
階別	床面積	用追	金	収容人員	1 4	無窓該	送当	階段	の数	減 1	免 数	設量	量 数	避難	能器具	の種別	亅(個	数)	
														は ()• 袋	ŧ ()	• 緩	()
														は ()• 袋	ŧ ()	• 緩	()
														は ()• 袋	į ()	• 緩	()
														は ()• 袋	()	• 緩	()
														は ()•袋	()	• 緩	()
														は ()•袋	()	• 緩	()
														は ()•袋	į ()	• 緩	()
														は ()•袋	£ ()	• 緩	()
														は ()•袋	į ()	• 緩	()
避難器	具の種別			I										1					
型式	番 号	第		~ 長	<u>1.</u> 7	第	有	~		号	第		~	号	第		~	-	号
設置場 (用途	所の状況 、構造等)																		
開口部 縦 ×	Nの大きさ 横 (cm)			×				×					×				×		
腰	高 (cm)																		
操作面	面積 (m²)																		
固定	位置																		
固定	方法																		
固定部設計荷	材にかかる 重(kN)																		
固定部応力(が材の許容 (kN)																		
その他																			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 避難器具の種別(個数)欄は、「は」は金属製避難はしご、「袋」は救助袋、「緩」は緩降機を表し、避難器具の種別の後の() 内にそれぞれの種別ごとの設置個数を記載すること。

総合操作盤の概要表

品	名	型	式			
音	響	装	置	□ベル	・ □ブザー ・ □音声警報 ・ その他	也 ()
表	示	方	法	□CRT •	□グラフィックパネル ・ □窓 ・	その他(
製	造	会 社	名			
監視	場所(副監	規) (遠隔監	(視)			階 室
乖	源	常用電	源	AC	V	
電	你	非常電	源	□非常電	願専用受電設備・□非常電源(自家発電認	设備)・□蓄電池設備 DC V AH
	□屋内消	火栓設備			□スプリンクラー設備	□水噴霧消火設備
	□泡消火	設備			□不活性ガス消火設備	□ハロゲン化物消火設備
消防	□粉末消	火設備			□屋外消火栓設備	□自動火災報知設備
用用	□ガス漏	れ火災警報	股設備		□非常警報設備(放送設備に限る。)	□誘導灯
設	□排煙設	備			□連結散水設備	□連結送水管
備等	□非常コ	ンセント認	设備		□無線通信補助設備	
,						
	□排煙設	備			□非常用の照明設備	□機械換気
避難	□空気調	和			□非常用エレベーター	□防火区画(構成機器設備)
避難設備	□防煙区	画(構成機	とといって	備)	□非常錠設備	□ITV設備
١.	□ガス緊	急遮断弁				
建築設備等						
備等						
		電源	工	事		
		配線	工	事		
	ままにい	配線	工	事		
	事者区分	機器のⅠ	取付日	L 事		
		機器の	取付 🗆	L 事		
		機器のⅠ	取付日	L 事		
そ						
の						
/ih						
他						

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項の□印内をチェックすること。
 - 3 工事者区分欄には、設備会社名等を記入すること。

パッケージ型消火設備の概要表

種				別		I 型>	< ()	台	• 11	[型×() 台			
認	复	È	番	号			号	型式記	号							
消力	と 薬	削則	京 蔵 容	器等	加圧・蓄圧	(MPa	1)	材質			内容積			$\Gamma \times$	本	
2017		: - 5 -1	種	別				型式	忙番号							
消	火薬	創	貯 薦	董 量	(1台当た	り)	L×	本	=		L					
					ガスの種別	窒素・二	酸化	炭素								
加圧		用	月 ガ	ス	充 填 量	(1台当	iたり)) m³ • I	· kg ×	本	充填圧	力			MPa	
4	材	質			ノズル切替有無 有・無								無			
ホース等	寸 法			法	長さ m (Ⅰ型・Ⅱ型)											
	ホース収納方式				リール収納方式 ・ ホース架収納方式											
26		置場			設 置 🏻	当										
設	Ţ <u>I</u>			所	台 数	女										
電	源			単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路												
		常用電源回路		路	DC V AH			充電方式: トリクル・浮動 使用別 : 専用・共同								
		非常電源回路			種別 () 充電方式:トリクル・浮動 DC V AH 使用別 : 専用・共同											
· 酉己	線	表	示 灯	回路	露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他(
		非常	常電源	回路	路 耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他()											
放性	射能	放 射 率									L/ı	nin				
		放	射 踃	主離	m											
		全量放射時間			秒											
備	考															

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。

パッケージ型自動消火設備の概要表

認定番号	号・設置台数	認定型式番兒	루	号×	台	型式記	号						
消火薬剤	削貯蔵容器等	加圧・蓄圧	(MPa)	材質	質			内 容	積		Γ >	〈 本	
		種 別				型式番	:号						
			容器別数量		容器本数	本			容器		本		
消火	薬 剤	薬剤量			容器本数容器本数	本 本			容器容器		本本		
				$L \times$	容器本数	本		$\Gamma \times$	容器		本		
					容器本数	本		=総量			L		
加圧	用ガス		窒素・二酸化										
			(1台当たり) n	$n^3 \cdot L \cdot kg \times$	本	充	填圧		1		MPa	
本体設置状況		薬剤貯蔵容	7器等					接地站	岩子		有・	無	
			式	型 ()	型式番号	号:感	第	- 1	号×	種	個	
	 感知器の種別		式	型()	型式番兒	号:感	第	- 1	号×	種	個	
感知部	窓和品の種別		式	型 ()	型式番兒	号:感	第	-	号×	種	個	
			式	型 ()	型式番兒	号:感	第	- 1	号×	種	個	
	検出方式												
音 響	· 装 置	音声・サイレ	音声・サイレン・音声+サイレン・ブザー・						有())	
		その他()				連動有無		無				
手 動	起動方式												
 放 出	導 管		材質:	呼	び方:		分	岐 管	材質	Í:			
/// [- 	最大長さ m											
放	出口	材質:		放射量	Ĭ:	L/	min						
補助	散 水 栓	屋内消火栓(1号・2号・	易操作1号	<u>†</u>) ×	ì	I 型×		台	Ⅱ型	!×	台	
	 常用電源回路	単相・三相 AC V 電灯回路・動力回路											
電源	市用电你国的	DC V	DC V AH 充電方式:トリクル・浮動 使用別:専用・共同										
	非常電源回路	種別 () DC V AH											
	常用電源回路	DC V AH 対し起のスペートラング・11分 は、11分 バイパー・イパー・イパー・イパー・イパー・イパー・イパー・イパー・イパー・イパー・											
	非常電源回路	耐火電線・電線管露出・電線管埋設・その他(
配線	警報 回路	耐熱電線・電線管露出・電線管埋設・その他(
	その他の回路	IV電線・露出ケーブル・電線管露出・電線管埋設・その他()			
I7Hs	W 云 本		同時		最大同	1 時 協				<u> </u>		_ 1 z.	
階	階面積主	な 用 	途域	数	射区域	面積	放 出	口数	備			考	
階	m ²			区域		m ²		個					
階	m ²			区域		m ²		個					
階	m ²			区域	m ²		個						
階	m ²		区域		m ²		個						
階	m ²		区域		m ²			個					
階	m ²		区域		m ²		個						
階	m ²		区域		m ²		個						
階	m ²			区域	m ²		個						
階	m ²		区均		m^2			個					
	合	計		区域				個					
備考													

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 選択肢の併記してある欄は、該当事項を○で囲むこと。